

第4期 石狩市総合計画

【戦略計画】

(平成23年度一部見直し)

北海道石狩市

目 次

第4 期石狩市総合計画 戦略計画の施策体系	1
・【テーマ1】安全・安心・快適なまち	3
(1) 道路網の整備	3
(2) 除排雪対策の充実	5
(3) 公共交通環境の充実	7
(4) 情報通信環境の充実	9
(5) 上・下水道の整備	11
(6) 住宅・住環境の整備	13
(7) 消防・防災体制の充実	15
(8) 生活安全・交通安全対策の充実	17
(9) 消費者対策の推進	19
・【テーマ2】健康でしあわせに暮らすまち	21
(1) 保健・医療の充実	21
(2) 高齢者福祉の充実	23
(3) 子育て支援の充実	25
(4) 障がい者福祉の充実	29
(5) 地域福祉の充実	31
(6) 社会保障の充実	33
・【テーマ3】元気で活力あるまち	35
(1) 農林業の振興	35
(2) 水産業の振興	39
(3) 商工業の振興と創業・起業の促進	41
(4) 観光の振興	43
(5) 石狩湾新港地域の振興	45
(6) 雇用・勤労者対策の推進	49
・【テーマ4】豊かな自然を守り育て活かすまち	51
(1) 環境施策の推進	51
(2) 公園・緑地・水辺の整備	55
(3) 資源循環型社会の実現	57
(4) 景観づくりの推進	59

・【テーマ5】心豊かに学びいきいきと活動するまち	61
(1) 生涯学習の推進	61
(2) 学校教育の充実	63
(3) 青少年の健全育成	65
(4) 芸術・文化の振興	67
(5) スポーツ・レクリエーションの振興	69
(6) 国内・国際交流の推進	71
・【原則1】健全な行財政運営	73
(1) 財政基盤の強化	73
(2) 行政経営の改善	75
(3) 広域行政の適切な活用	77
・【原則2】一人ひとりが主人公	79
(1) まちづくりへの市民参画・協働	79
(2) 情報公開と情報共有の推進	81
(3) 男女共同参画の推進と人権の尊重	83
・【原則3】地域の輝きを大切に	85
(1) 個性ある地域の発展	85
(2) コミュニティ活動の維持・強化	87
(3) 適切・計画的な土地利用	89

第4期石狩市総合計画 戦略計画の施策体系

将来像	5つのめざすまちのテーマ	施策項目	
あい風と人間が輝く活力のまち・石狩	テーマ1 「安全・安心・快適なまち」	(1)道路網の整備 (2)除排雪対策の充実 (3)公共交通環境の充実 (4)情報通信環境の充実 (5)上・下水道の整備	(6)住宅・住環境の整備 (7)消防・防災体制の充実 (8)生活安全・交通安全対策の充実 (9)消費者対策の推進
	テーマ2 「健康でしあわせに暮らすまち」	(1)保健・医療の充実 (2)高齢者福祉の充実 (3)子育て支援の充実 (4)障がい者福祉の充実	(5)地域福祉の充実 (6)社会保障の充実
	テーマ3 「元気で活力あるまち」	(1)農林業の振興 (2)水産業の振興 (3)商工業の振興と創業・起業の促進	(4)観光の振興 (5)石狩湾新港地域の振興 (6)雇用・勤労者対策の推進
	テーマ4 「豊かな自然を守り育て活かすまち」	(1)環境施策の推進 (2)公園・緑地・水辺の整備 (3)資源循環型社会の実現	(4)景観づくりの推進
	テーマ5 「心豊かに学びいきいきと活動するまち」	(1)生涯学習の推進 (2)学校教育の充実 (3)青少年の健全育成 (4)芸術・文化の振興	(5)スポーツ・レクリエーションの振興 (6)国内・国際交流の推進



原則1 「健全な行財政運営」 (1)財政基盤の強化 (2)行政経営の改善 (3)広域行政の適切な活用	原則2 「一人ひとりが主人公」 (1)まちづくりへの市民参画・協働 (2)情報公開と情報共有の推進 (3)男女共同参画の推進と人権の尊重	原則3 「地域の輝きを大切に」 (1)個性ある地域の発展 (2)コミュニティ活動の維持・強化 (3)適切・計画的な土地利用
---	---	--

成果指標について

本市には、今後取り組んでいかなければならない課題が各分野にあります。

しかし、財源や人、施設などの行政資源は限られています。そこで、これらの行政資源を課題対応のために有効に活用するとともに、市民にわかりやすい行政運営を行うため、本計画の進行管理には「行政評価」の手法を導入します。

このため、本計画では施策の目標を数値などで示し、市民を起点とした成果重視の視点からこの戦略計画を作成し、これを基軸に市政を推進します。

指標の名称 施策がめざす市の姿の達成度を計る指標です。

実績 指標の現状の数値です。
指標数値が斜体のものは、市民アンケート調査の結果です。

目標 指標の目標年度のめざすべき数値です。
統計データや「市民アンケート調査（満足度評価）」等を基に設定します。

指標の種類により、次の2つのパターンがあります。

方向性や満足度を矢印で示すパターン

「」…数値の増加をめざす

「」…数値の減少をめざす

数値で示すパターン

【テーマ1】安全・安心・快適なまち

(1) 道路網の整備

施策の目的

主要幹線道路や市道の整備推進により、地域や産業のさらなる発展をめざすとともに、人と車の共存により、安全・快適に移動ができる利便性の高いまちをめざします。

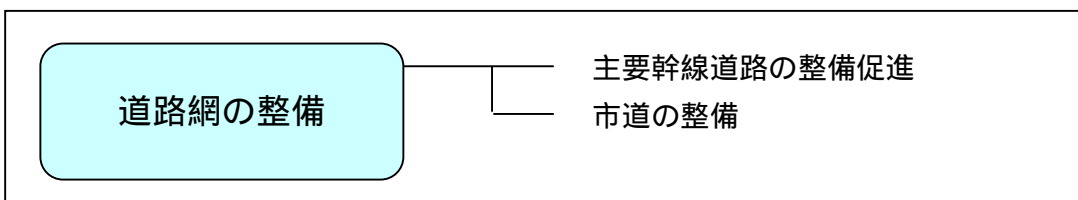
現状と課題

主要幹線道路は、広域道路網として、また、地域内の生活や経済交流のための基軸として重要な役割を果たしていることから、交通混雑の緩和や、通行者の安全確保に寄与するための整備促進を図っていく必要があります。

市道については、経年劣化による損傷の補修など、適切な維持管理が必要となっています。

また、道路環境については、バリアフリー対応の道路づくりを念頭に整備を進めていますが、引き続き、歩道などの円滑な通行を確保するための整備が求められています。

施策の体系



施策の内容

主要幹線道路の整備促進

国道・道道の防災対策、札幌市等へのアクセス道路の交通混雑の改善、未整備区間などの整備を関係機関に要請するとともに、市道の幹線道路については、他の幹線道路に接続する新たなルートの設定による有効性をはじめ、整備の可能性についての検討を進め、交通の利便性と安全性の高い道路整備につとめます。

市道の整備

道路環境向上のため、歩道の整備や道路改良などを高齢者や障がい者にも配慮して計画的に進めるほか、長期にわたる通年維持管理体制を整備し、機動的かつ効率的な道路維持管理を行います。

成果指標

指標の名称	単位	平成 22 年度 (実績)	平成 28 年度 (目標)
長寿命化修繕計画に基づき橋梁補修に着手した橋梁数の比率	%	0.0	12.5
道路の整備により市内外の移動が以前よりも便利になったと感じる市民の割合	%	54.7	60

協働の指針

市民・地域・事業者

道路環境美化活動への参加

国・道

国道、道道などの整備を通じた道内外の交流連携の拡大、物流の効率化、産業振興などの促進
落石崩壊などの要対策箇所の解消

市

市道の整備による渋滞解消や利便性・住環境の向上、地域振興の推進

基本事業

国道整備（国）
道道整備（北海道）
市道長寿命化・再生事業
橋梁長寿命化修繕事業

(2) 除排雪対策の充実

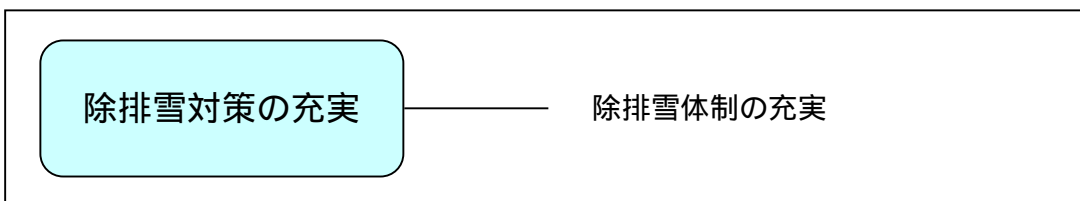
施策の目的

幹線道路や生活道路の除排雪など、冬期間の円滑な通行の確保につとめるとともに、除排雪方法の協働システムの確立により、安全・安心・快適な生活を送ることができるまちをめざします。

現状と課題

除排雪については、幹線道路や生活道路などを実施しているほか、パートナーシップ排雪制度の導入を進めているものの、除排雪に対する苦情・要望は、毎年数多く寄せられていることから、今後も、より安全で円滑な交通を確保するための除排雪体制の充実や技術の向上のほか、市民ニーズにきめ細かく対応できるような除排雪方法の検討を進める必要があります。

施策の体系



施策の内容

除排雪体制の充実

安全な交通を確保し、市民が快適な生活を送ることができるよう、除排雪体制の充実をより一層進めるとともに、市民・事業者・行政の協働によるパートナーシップ排雪制度の導入を促進します。

成果指標

指標の名称	単位	平成 22 年度 (実績)	平成 28 年度 (目標)
除排雪が適切に行なわれていると感じる 市民の割合	%	37.8	53
累計降雪量に対する苦情件数の比率	%	50	

累計降雪量 100 c m 当りに対する件数比率

協働の指針

市民・地域・事業者

除排雪と通行環境の向上
スムーズな除排雪ができるよう啓発活動の実施

国・道

安全な交通確保のための国道・道道の
除排雪の充実

市

安全な交通確保のための幹線道路、生
活道路、歩道の除排雪の充実
地域などとの協働による排雪制度の充
実

基本事業

除排雪対策事業
除排雪車両更新事業

(3) 公共交通環境の充実

施策の目的

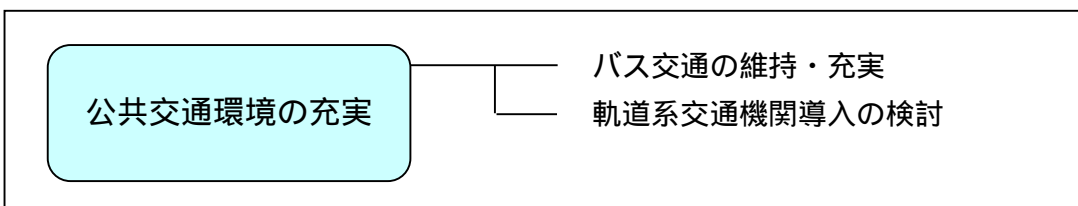
公共交通環境をより充実させることにより、快適で便利な暮らしを送ることができるまちをめざします。

現状と課題

市内で唯一の公共交通機関である路線バスは、市民の身近な足として生活に欠かすことのできないものとなっているものの、近年、利用者数が減少傾向にあり、採算面で厳しい路線が次々に廃止されるなどの動きが出ていることから、交通空白地域を生まないようにするための対応が求められています。

軌道系交通として検討を進めてきた「モノレール」などの導入については、近年の人口増加の鈍化や、国・地方自治体における財政環境の急激な悪化など様々な要因もあり、事業化の見通しは立っていないものの、本市のまちづくりの方向性を大きく左右することから、引き続き、導入の検討が必要となっています。

施策の体系



施策の内容

バス交通の維持・充実

市が運行するバスの活用や、路線バス事業者などとの連携により、さらに利用しやすいバス交通の検討を進めます。

また、自家用自動車から公共交通機関への転換を促進することにより、地球環境の保全や地域の足となる公共交通機関の維持・確保など、様々な効果が期待されることから、啓発などを通じた公共交通機関の利用促進のための取組を進めます。

軌道系交通機関導入の検討

長期的展望に立った採算性や、他の公共交通機関との整合性、開発計画などに配慮しながら、「モノレール」をはじめとする軌道系交通機関について、関係機関と連携しながら導入に向けて必要となる検討を行います。

成果指標

指標の名称	単位	平成 22 年度 (実績)	平成 28 年度 (目標)
市内バス路線数	路線	21	21
路線バスの利用が便利と感じる市民の割合	%	36.1	40

協働の指針

市民

積極的な公共交通機関の利用
バス停などの清掃活動への参加

地域・事業者

運行上の安全性の確保と他の公共交通
機関との連携による快適性、利便性の
向上
施設のバリアフリー化の促進

国・道

交通渋滞の解消や環境負荷の軽減を図
るための交通システムの開発整備

市

公共交通機関の利便性、安全性の向上
公共交通利用促進のための取組の推進
軌道系交通機関の導入を検討

基本事業

路線バス運行対策事業
軌道系交通機関導入の検討

(4) 情報通信環境の充実

施策の目的

本市の情報通信環境の充実を進め、情報化社会の変化に対応する利便性の高いまちをめざします。

現状と課題

I C T 社会の形成が進む中、行政の情報化や市内を光ファイバーで結ぶ地域公共ネットワークの構築を進めてきました。

今後も引き続き、情報格差（域内デジタル・ディバイド）の解消や、市民満足度の向上と簡素で効率的な行政運営を実現する電子自治体の推進など、市民サービス提供のための環境づくりとI C T 利活用の促進が求められています。

施策の体系



施策の内容

情報通信基盤の整備

情報通信技術の急速な進展を見据えつつ、本市にふさわしい地域情報通信基盤の構築・運用に努めます。

また、情報格差の解消に向け、民間電気通信事業者に対する高速通信サービス提供の働きかけや、無線通信など最新技術によるネットワーク構築のための調査・研究を進めます。

I C T を活用した電子自治体の推進

市民の利便性向上や事務処理の効率化に向けた情報システムを構築し、行政サービスをより一層向上させるため、電子申請システムの効果的活用をはじめ、保健・医療、高齢者支援、教育など幅広い分野における環境整備や情報システムの最適化に取り組みます。

また、各種情報サービスを安全かつ円滑に提供するため、情報セキュリティ対策を推進します。

成果指標

指標の名称	単位	平成 22 年度 (実績)	平成 28 年度 (目標)
ブロードバンド ¹ サービス世帯カバー率	%	96.4	100
電子申請 ² 受付数	件	7	
簡易申請 ³ 受付数	件	53	

1 ブロードバンド... ADSL や光ファイバーなどの高速インターネット回線のこと。インターネット回線の中でも多くの情報を迅速に送ることができる。

2 電子申請... 付記転出届、水道使用開始届、水道使用中止届、犬の登録事項変更届、要介護・要支援認定申請、介護保険受給資格証明書交付申請、公文書公開手続などの手続き。

3 簡易申請... ふるさと応援寄附、市民アンケートなどの手続き。

協働の指針

市民

情報通信技術に親しみ、利用することによる生活の充実
情報通信サービス利用に際しての正しい知識の習得とモラルの向上

地域・事業者

情報通信技術の利用・活用による地域の活性化
多様なニーズに対応した情報の提供
利用しやすい情報通信サービスの提供

国・道

山間地などの情報格差を解消
情報活用能力の向上
生活に密着した魅力ある情報内容の提供

市

情報通信基盤の構築・運用
情報通信サービス利用のための普及啓発
生活に密着した魅力ある情報内容の提供
申請手続類を迅速、正確および身近に処理できるシステムの導入

基本事業

地域情報通信基盤整備運用事業
行政システム整備事業

(5) 上・下水道の整備

施策の目的

安全で安心できる水を安定的に供給するとともに、下水道の整備など水洗化を図ることにより、安全・安心・快適なまちをめざします。

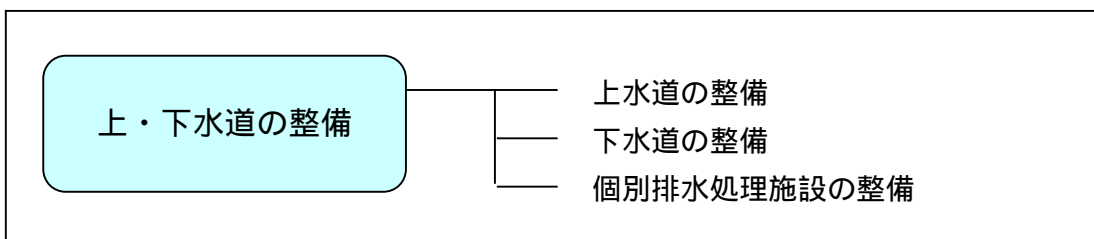
現状と課題

上水道については、平成25年度から当別ダムを水源として石狩西部広域水道企業団から水道用水の供給を受けるとの方針のもと、受水施設および基幹的な送配水施設の建設を進めていますが、一方で、初期に整備した施設の老朽化に対応するため、配水管の更新や浄水場の改修なども進める必要があります。

下水道の普及率は処理区域においては90.4%(平成23年3月現在)となっており、市街化区域内の整備は、ほぼ完了しています。今後は、初期に整備した施設の老朽化への対応や、長寿命化などを進め、処理区域のうち水洗化率の低い地区における水洗化の普及を図る必要があります。

また、処理区域になっていない地区においては、個別対応による水洗化が求められています。

施策の体系



施策の内容

上水道の整備

受水施設の建設や老朽化した配水管・浄水施設の整備のほか、災害時などの緊急時に対応できる施設の整備、水質の適正管理などを計画的に進めるとともに、貴重な水資源を有効に利用していくため、市民の節水意識の高揚につとめます。

下水道の整備

市街化区域内の污水管整備はほぼ完了したので、利用を促進するための水洗化の普及を引き続き進めるとともに、雨水管整備は今後も計画的に進めます。

個別排水処理施設の整備

公共下水道整備区域以外の区域においては、合併処理浄化槽など、個別排水処理施設の整備を計画的に進めます。

成果指標

指標の名称	単位	平成 22 年度 (実績)	平成 28 年度 (目標)
上水道有効率 (旧石狩地区)	%	96.2	95.0
上水道有効率 (厚田地区・浜益地区)	%	79.3	90.0
公共下水道水洗化率	%	98.6	99.2
個別排水処理施設整備戸数(環境基本計画に基づく整備見通し)	戸	140	170

水道有効率...浄水場で造られた水が有効に使われた割合を示すもの。漏水などの無効水量が減ると高くなる。

協働の指針

市民・地域・事業者

節水の取組
給水区域内における未利用者の水道水の利用への切り替え
配水管から分岐した各家庭の給水装置を適正に維持管理
公共下水道への速やかな接続と使用
合併処理浄化槽の適切な維持管理

国・道

ダムの建設による水資源を確保
森林の適切な整備と保安林の指定の推進による水源かん養機能の維持増進
下水道の整備・普及の支援
合併処理浄化槽設置の支援

市

水道用水の安定的供給
計画に基づいた各種水道施設の整備
公共下水道の整備・普及
個別排水処理施設設置の促進

基本事業

上水道施設整備事業
公共下水道事業
個別排水処理施設整備事業

(6) 住宅・住環境の整備

施策の目的

質の高い住宅の供給と良好な住環境の創出により、快適に暮らすことができるまちをめざします。

現状と課題

本市の公営住宅は、公営住宅ストック総合活用計画を策定し、建替えを行ってきていますが、耐用年数を越えた不良住宅ストックの解消や、既存住宅の住環境改善などが課題となっています。

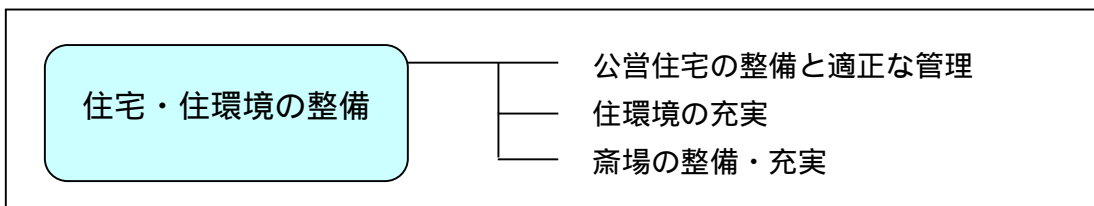
既存市街地の住環境は、概ね良好な状態を維持しているものの、少子高齢化の進展や住み替え需要などによって、空き家が増加する傾向が出ており、未利用宅地などとともに、不動産の流動化を促進する方策が求められています。

住宅については、地震災害から身を守るための耐震化の促進が課題となっています。

今後予想される超高齢社会への移行を踏まえ、斎場の火葬機能の更新のほか、老朽化対策が求められています。

公営住宅...市営住宅及び道営住宅をいう。

施策の体系



施策の内容

公営住宅の整備と適正な管理

老朽化した公営住宅の改築や建て替えなどについて、市民ニーズを的確にとらえ、民間活力の積極的な導入を視野に入れながら、計画的に推進するとともに、引き続き、道営住宅の誘致につとめます。

住環境の充実

違反建築の未然防止を図るなど、総合的な居住環境の向上につとめるとともに、中古住宅などの不動産の流動化を図るため、需給のマッチングを促進する取組を進めます。また、住宅の耐震に対する市民意識の向上を図り、耐震化を促進します。

斎場の整備・充実

今後予想される超高齢社会への移行を踏まえ、斎場の適正な維持管理や機能更新につとめます。また、広域的な施設活用についても検討します。

成果指標

指標の名称	単位	平成 22 年度 (実績)	平成 28 年度 (目標)
公営住宅不良ストック解消戸数	戸	69	123

協働の指針

市民

日常の住環境管理の取組

地域・事業者

日常の住環境管理の取組
安全性と快適性に優れた住宅の供給

国・道

安全性に優れた住宅づくりの普及促進
地域の創意工夫を活かした住環境の創出
道営住宅の整備と適正管理

市

公営住宅の整備と適正な管理
既存住宅の耐震に対する市民意識向上のための取組の促進
不動産の需給情報のマッチングの促進
斎場の整備と適正な管理

基本事業

長寿命化修繕事業
公営住宅整備事業
斎場整備・維持管理事業

(7) 消防・防災体制の充実

施策の目的

市民の生命、身体、財産を災害から守るとともに、被害を最小限に抑えることにより、安全・安心に暮らすことができるまちをめざします。

現状と課題

防災については、引き続き町内会等による自主防災組織の設立を促進するとともに、今後は、その活動の活性化を図り、組織力及び防災力の向上を図る対応が必要となっています。

また、災害時要援護者支援制度¹の充実を図るとともに、避難所などの防災空間の確保や、防災情報の的確・迅速な収集・伝達が必要となります。

新港中央の石油コンビナート等特別防災区域²への企業立地が進んでいることに伴い、これまで以上に、関係機関と連携した防災対策が必要となります。

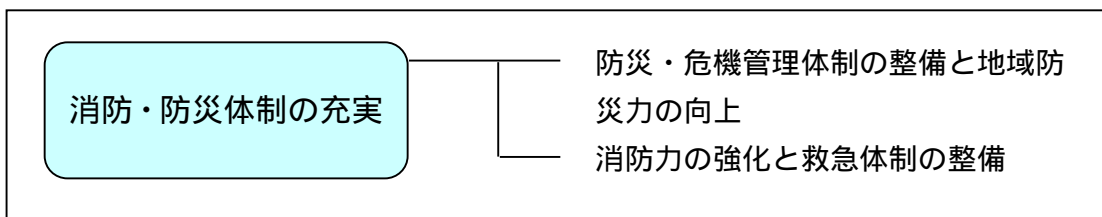
消防・防災の設備・機器については、随時整備を行ってきていますが、今後も計画的な整備が必要となっているとともに、消防・防災無線については、法改正によりデジタル化が求められています。

消防団については、地域防災リーダーとしての役割が増しており、体制の再整備が必要となっています。

1 災害時要援護者支援制度...災害発生時に自力での避難が困難な者に対する安否確認や避難誘導のほか、平常時における安否確認を地域の協力により行う制度。

2 石油コンビナート等特別防災区域...石油の貯蔵・取扱量及び高圧ガスの処理量が、政令で定める基準量（石油 10 万kℓ、高圧ガス 2,000 万³）以上で、災害の発生及び拡大の防止のための特別の措置を講じることが緊急であると認められる区域で、政令で指定するもの。

施策の体系



施策の内容

防災・危機管理体制の整備と地域防災力の向上

東日本大震災で明らかになった新たな課題も踏まえ、石狩市地域防災計画・水防計画を全面改訂するとともに、地域住民の参画により各地区ごとの地区防災計画を策定し、計画に基づいた地域防災力の整備を図ります。

また、災害情報を的確かつ迅速に伝える仕組みの構築を目指すとともに、地域コミュニティによる災害時要援護者に対する支援の強化を図るため、自主防災組織の充実につとめます。

消防力の強化と救急体制の整備

消防施設や消防車両、消防資機材、消防水利などの整備を計画的に進めるとともに、消防団の再編・整備を進め、消防団の活性化につとめます。

また、救急業務の高度化を進めるなど、消防防災体制の充実・強化を図ります。

成果指標

指標の名称	単位	平成 22 年度 (実績)	平成 28 年度 (目標)
自主防災組織の設立率 (世帯数)	%	88.8	100
自主防災組織が防災訓練を実施した割合	%	50.7	100
A E D 講習受講者数 (延べ受講者数)	人	10,650	16,000

協働の指針

市民

自助 - 自主的な防災対策
避難場所の確認や、地域で行う防災訓練などへの積極的な参加
災害発生時に、各防災機関が行う防災活動への連携・協力

地域・事業者

共助 - 地域の自主防災組織の結成や、防災訓練の実施、防災資機材の整備
地区防災計画策定への参画
町内会等での避難行動計画の作成
地域への貢献の役割を認識した防災体制の整備や、事業所の耐震化、防災訓練の実施

国・道

公助 - 崩壊の危険が予想される急傾斜地や河川、海岸の危険箇所などの整備
災害情報の伝達や、防災知識の普及

市

公助 - 災害による市民の生命と財産の被害を最小限に抑えるための取組
地域防災計画・水防計画の全面改訂
災害情報の的確・迅速な発信
危険箇所などにおける国・道と連携した災害の未然防止

基本事業

自主防災組織推進事業 防災行政無線整備事業
消防施設整備事業 消防無線整備事業
消防車両導入事業

(8) 生活安全・交通安全対策の充実

施策の目的

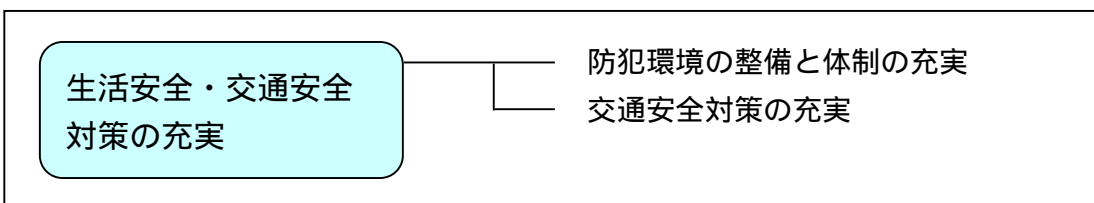
犯罪や交通事故の未然防止につとめるとともに、警察署の誘致を進め、安全・安心に暮らすことができるまちをめざします。

現状と課題

本市では、関係機関や団体と連携し、防犯・地域安全活動を展開していますが、コミュニティ意識の希薄化などにより、地域の犯罪防止機能の低下が懸念されていることから、地域が一体となった防犯活動の促進や、犯罪が発生しにくい環境の整備が必要となっています。

交通事故を未然に防ぐため、安全な道路環境づくりや、交通安全意識の高揚につとめているものの、交通事故は大きく減少していない状況にあることから、交通安全対策全般にわたる一層の強化が必要となっています。

施策の体系



施策の内容

防犯環境の整備と体制の充実

市民一人ひとりの防犯意識の高揚につとめるとともに、関係団体との連携による防犯活動のネットワークとシステムづくりを進めるほか、防犯灯・街路灯の計画的整備や地域での見守り体制の確立につとめます。

交通安全対策の充実

高齢者や児童・生徒に対する交通安全教室の充実や、町内会活動への支援により、地域・家庭での交通安全意識の高揚を図るとともに、関係機関とも連携し、交通安全設備の充実につとめます。

成果指標

指標の名称	単位	平成 22 年度 (実績)	平成 28 年度 (目標)
犯罪件数	件	750	660
子ども、高齢者の人身事故件数	件	32	24

協働の指針

市民

自身および家族の安全は自ら守るとい
う意識の保有
交通安全に対する高い意識を持ち、交
通ルールの遵守と正しいマナーの実践

地域・事業者

地域の連帯意識を高め、犯罪と交通事
故を抑制する機能の向上
町内会単位のネットワークづくりと防
犯パトロールの実施
犯罪、交通事故の発生を抑止する体制
整備

国・道

市民からの相談受付、検挙、不審者情
報の提供、ボランティア育成のための
指導者の派遣
交通安全設備の整備

市

防犯や交通安全に関する啓発、ボラン
ティアの育成など、協働による仕組みづ
くり
防犯に関する情報の収集と提供
交通安全教育の推進

基本事業

防犯灯・街路灯整備事業
警察署等の誘致活動
交通安全対策推進事業

(9) 消費者対策の推進

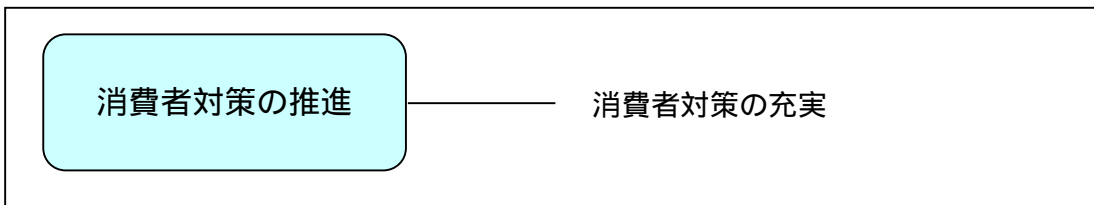
施策の目的

消費者への確かな情報提供と相談体制の充実などにより、安心して消費生活を送れるまちをめざします。

現状と課題

商品の販売形態や契約方法の多様化などを背景に、悪徳商法の被害が増加する傾向にあることから、消費者への情報提供や啓発などの消費者対策を進めるとともに、消費者自らが悪徳商法などを見抜く目を養うことが必要となっています。

施策の体系



施策の内容

消費者対策の充実

広報紙や各種講座など、情報提供や啓発活動の一層の推進や、相談体制の充実、消費者団体の活動支援・育成を図ります。

成果指標

指標の名称	単位	平成 22 年度 (実績)	平成 28 年度 (目標)
消費生活に関する被害件数	件	6	0

協働の指針

市民

トラブルに巻き込まれない正しい消費
知識の習得
行政への実態情報の提供

地域・事業者

地域および消費者団体間での情報の共
有化
消費生活情報の提供
消費者教育、啓発事業の実施
責任ある商品やサービスの提供
適正な表示および取引方法の実施

国・道

正しい消費知識の普及を図るための啓
発、情報提供
消費生活相談体制の充実
事業者への指導

市

消費者団体の育成・支援（研修・情報
管理・情報提供・相談窓口）
市民に対する支援（情報提供・相談窓
口）
道、警察等関係機関との情報の共有化
と連携強化

基本事業

消費者団体の育成・支援事業

【テーマ2】健康でしあわせに暮らすまち

(1) 保健・医療の充実

施策の目的

子どもから高齢者まで、各々のライフステージに応じた健康づくりの支援や、医療体制の充実により、安心して健やかに暮らせるまちをめざします。

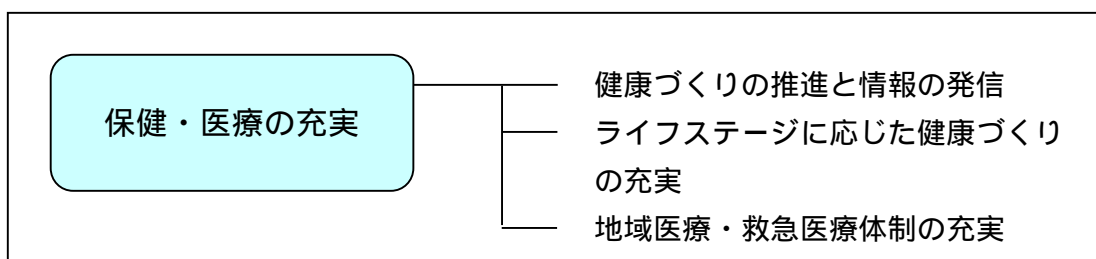
現状と課題

各世代の健康づくりを推進するため、市民が健康的な生活習慣を身につけることが重要となってきています。

また、増え続ける生活習慣病の予防や、それに関連する食生活をめぐる環境の変化に伴い、食育の推進の重要性が増大しており、そのための環境づくりや施策が求められています。

市民が自らの健康をコントロール、改善できるようにする「ヘルスプロモーション」の理念に基づき、保健、医療、福祉、介護との連携のもとに、各施策を推進していく必要性があります。

施策の体系



施策の内容

健康づくりの推進と情報の発信

市民一人ひとりの「元気」を増やす健康づくりに向けて、広報・啓発活動の推進を図るとともに、行政機関、保健、医療機関、地域、学校、民間事業者、ボランティア団体、NPO（特定非営利法人）など様々な関係者が連携・協力しながら、気軽に健康づくりを実践できる環境づくりを総合的に進めます。

また、引きこもり防止や自殺予防などの心の健康づくりに向けた総合的な対策への取組につとめます。

ライフステージに応じた健康づくりの充実

妊娠・出産期から学童・思春期に至るまで、子どもの成長・発達・育児に関する相談や教育など、保健事業の充実を図ります。成人期では、定期的に検診などで自分の健康状態をチェックできる機会の必要性や生活習慣病予防についての啓発普及を推進するとともに、相談・支援の充実を図ります。

地域医療・救急医療体制の充実

地域医療の充実・確保のため、医師会や教育研究機関など各種機関との連携強化やICTの活用を検討するとともに、夜間、休日、災害時などの救急医療体制の充実、救急医療情報の提供につとめます。

成果指標

指標の名称	単位	平成 22 年度 (実績)	平成 28 年度 (目標)
生活習慣病予防健診等健康診査を定期的 (年 1 回) に受けている人の割合 (40 歳 以上)	%	44.3	44.3
乳幼児健康診査に満足している保護者の 割合	%	75.0	80
がん検診の受診率 (各種がん検診の加重 平均)	%	15.2	50

国の「がん対策基本計画」では、各種がん検診の受診率をすべての自治体の数値目標として、50%以上と定めています。

協働の指針

市民

病気を予防するための生活習慣の改善
症状に応じた医療機関の利用
(かかりつけの医者を持ちます)

地域・事業者

安全で質の高い医療の提供
医療機関相互の連携による効率的な医療の提供

国・道

高度先進医療や特殊医療機能を確保し、
良質な医療の効率的な提供
救急医療体制の充実
感染症、難病、精神医療対策の充実
血液、臓器移植対策の推進
医薬品などの有効性と安全性の確保

市

市民の健康づくり活動の支援
医療体制を確保し、医療サービスの地域
格差解消のための仕組みづくり
救急医療体制の充実

基本事業

母子保健事業

健康づくり推進事業

地域医療対策事業

成人保健事業

感染症予防対策事業

救急医療対策事業

(2) 高齢者福祉の充実

施策の目的

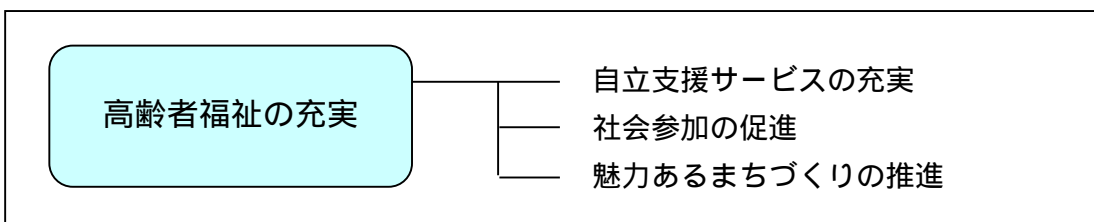
健康づくりや介護予防、介護が必要になっても安心して介護が受けられる体制づくりにつとめるとともに、高齢者が生涯にわたって元気で生きがいのあるライフスタイルを築くことができ、安心してしあわせに暮らすことができるまちをめざします。

現状と課題

これからの本格的な超高齢社会の到来、特に団塊世代が高齢期を迎える「2015年問題」という新たな局面を見据え、高齢者をこれまでの社会的弱者、保護の対象という一面的な見方にとらわれることなく、地域の一員として、豊かな経験や知識・技能を十分に発揮できるよう、活力ある新しい高齢社会像の実現をめざしていくことが重要な課題となっています。

高齢者を社会全体で支える介護保険制度が導入され、確実に普及・定着する一方、介護給付費が年々増加していることを踏まえ、持続可能性などの視点から介護予防の重点化へのシステム転換をめざし見直しが進められているため、新たな介護保険制度への対応が必要となっています。

施策の体系



施策の内容

自立支援サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域や家庭で自立した生活を送れるよう、地域包括支援センターを中心として、生活圏域を考慮した介護サービスの提供体制を確保します。

また、保健や福祉サービスによる予防や生活支援の充実を図るとともに、質の高いサービスを提供するための人材確保につとめます。

社会参加の促進

生涯にわたって、学習・文化・スポーツ・レクリエーションが楽しめるよう、各種の機会づくりにつとめます。また団塊の世代については、蓄積された多くの知恵や経験が活かされるよう、就労、ボランティア、新たなビジネス開拓、まちづくりといった、さまざまな活動分野の情報提供や相談体制の整備を図り、その活動の促進につとめます。

魅力あるまちづくりの推進

高齢者が安心・安全・快適に暮らせるよう、居住の確保や住宅の機能・設備の充実・改善に向け、関係する事業者などと十分な連携を図るとともに、各種相談体制の充実やICTを活用した新たな支援策の検討を進めます。また、だれもが障壁（バリア）を感じることなく生活を送ることができるよう、心のバリアフリーのまちづくりを推進します。

成果指標

指標の名称	単位	平成 22 年度 (実績)	平成 28 年度 (目標)
介護予防事業利用者数(年間延べ人数)	人	7,330	
要介護認定者の割合	%	16.7	16
65歳以上の就業者割合	%	3.0	

協働の指針

市民

一人ひとりが、自分の健康は自分で守るという観点に立った、健康生きがいづくりの取組
介護予防事業や地域支援事業の積極的な取組

地域・事業者

高齢者の社会参加(地域活動)支援活動の場の提供
地域の福祉の担い手としての活躍
ひとり暮らし高齢者についての見守り体制の確立

国・道

新予防給付や地域支援事業による介護予防対策の推進
地域密着型サービスなどの供給基盤整備への支援

市

心身の健康づくりの充実により自立した生活が送れるよう、支援体制を強化
地域包括支援センターを中心に介護予防事業、地域ケア体制を充実
高齢者が心豊かに生きがいを持って暮らしていける、心のバリアフリーのまちづくりを推進

基本事業

高齢者福祉施設整備事業
高齢者生きがい対策事業
在宅支援サービス事業
介護予防事業
地域福祉基金活用事業

(3) 子育て支援の充実

施策の目的

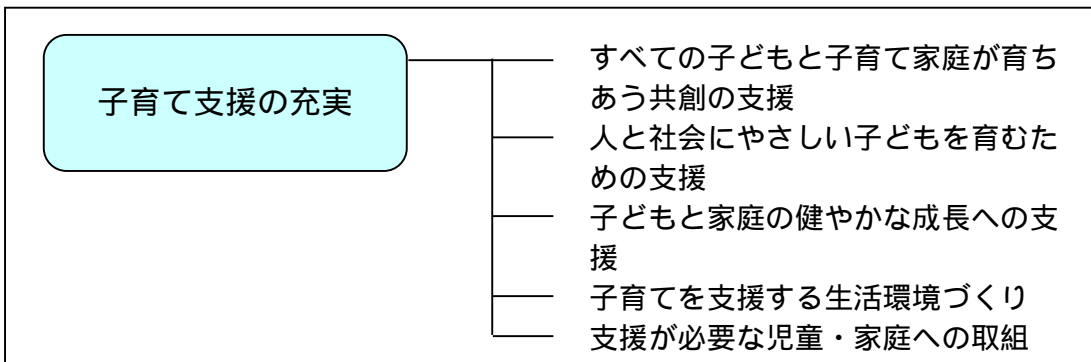
心身ともに健康な子どもが育つような子育て環境を整えるとともに、現代社会が抱える子育ての困難性を解消し、子育てを楽しめるまち、子育てと社会参加が両立できるまちをめざします。

現状と課題

子育て支援では、子どもや親が本来持っている、自ら育つ力を発揮できる環境を保障することが求められています。子どもは自ら、よりよく育とうとする存在であり、親は子育て能力を十分に持っている存在であるということをも前提として考えると、それにふさわしい環境が失われつつあることが、現代社会が抱える問題であり、「自ら育つ力」を発揮できる環境を創出することこそが今求められています。

歯止めのかからない日本の少子化の流れを、本市だけで食い止めることはできませんが、少なくとも、将来に向かって活力ある石狩市を維持するためには、次世代育成支援行動計画に基づき、関係機関が一体となって、家庭や地域の機能を支える多面的な子育て支援施策を、着実にかつ積極的に推進していく必要があります。

施策の体系



施策の内容

すべての子どもと子育て家庭が育ちあう共創の支援

既存の公的施設を有効活用し、地域にある社会資源とともに支援体制を創り、子どもが生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期を、「親と子の育ち」・「家庭の自立」へと支援します。

人と社会にやさしい子どもを育むための支援

次代の担い手・親となる、すべての子どもが、個性豊かに生きる力を培うために、地域や家庭・学校との連携協力を進め、さらに幼稚園や保育所など、幼少からの成長過程に応じた教育活動、教育環境づくりを推進し、地域社会とともに育みながら、教育力の総合的向上につとめます。

子どもと家庭の健やかな成長への支援

安心して出産・子育てができるように、母子保健サービスを充実するとともに、次代の親となる子どもの健康づくりの取組など、子どもと家庭の健やかな成長を支えるまちづくりを進めます。

子育てを支援する生活環境づくり

子どもや高齢者をはじめ、すべての人が安全に安心して暮らすことができるよう、公園、道路のバリアフリー化などの環境整備を推進します。

また、子どもたちが犯罪や交通事故などに巻き込まれることのないよう、警察、関係機関、地域などが協力・連携し、子どもや子育て家庭の安全・安心なまちづくりを推進します。

支援が必要な子ども・家庭への取組

子どもの心身の発達に重大な影響を及ぼす児童虐待や様々な問題は、子どもの権利を侵害するものです。

すべての子どもの健やかな心身の成長や、支援を必要とする家庭の社会的自立を促していくために、福祉・医療・保健・教育・警察や地域と関係機関などが協力・連携した総合的な支援を行います。

成果指標

指標の名称	単位	平成 22 年度 (実績)	平成 28 年度 (目標)
ファミリーサポートセンター 会員の登録者数	人	593	850
認可保育所入所待機児童数(国の待機児童の定義に基づく年度平均値)	人	0	0

ファミリーサポートセンター...地域において育児等の援助を受けたい人で行いたい人が会員となつて、子育て等について助け合う会員組織

協働の指針

市民

子どもの健全育成のため、家庭の養育
力向上のための努力

地域・事業者

児童虐待の早期発見と通告、要保護児
童等の支援
地域における子どもの事故防止、防犯
等、町内会による子育て支援
従業員が育児休業を取得しやすい環境
づくりの推進
出産や育児などにより退職した女性が
再就職しやすい環境の創出

国・道

保育サービスをはじめとする子育て支
援サービスの充実のための支援
児童虐待の未然防止、早期発見・早期
対応、要保護児童等の保護、支援
(児童相談所等の体制強化等)
母子保健医療体制の充実のための支援

市

保育サービスや放課後児童健全育成
事業の充実
子育て支援サービスの充実
相談体制の充実と児童虐待の未然防止
・早期発見
母子保健と乳幼児の医療費助成、児童
手当など経済的支援
子どもの発達支援

基本事業

総合的な子育て支援施策の展開
保育サービスの充実、幼稚園教育の振興
乳幼児医療費、ひとり親家庭等医療費の助成や児童手当などの経済的支援
児童館の運営と放課後児童健全育成事業
こどもや母子の相談体制の充実
こどもの発達支援および療育の実施

(4) 障がい者福祉の充実

施策の目的

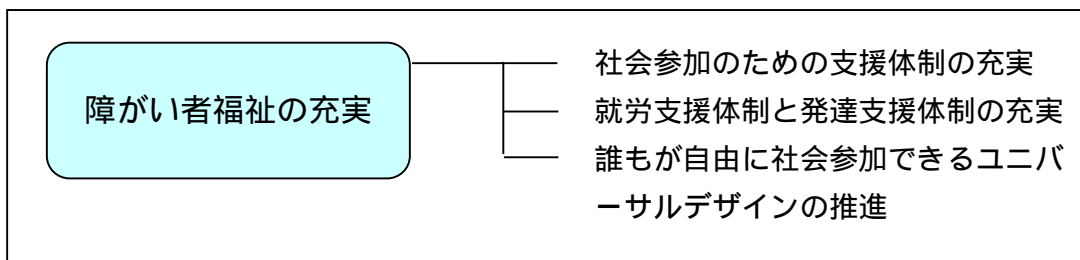
障がいの種別や程度にかかわらず、地域住民の一員として社会と関わりを持ちながら生活ができるバリアフリーのまちをめざします。

現状と課題

平成15年4月から始まった支援費制度を契機に、障がい者のニーズが顕在化し、利用形態も多様化したことにより、サービス基盤やケアマネジメント体制の脆弱さが問題視されています。社会全体で支えるシステムの構築や多様化する障がいへの対応など、障がい者施策全般に関し一層の充実が求められています。

今後は、平成18年4月に施行された障害者自立支援法が廃止され、より障がい者の実情に即した新たな（仮称）障がい者総合福祉法が創設されることから、それに伴う各種制度の改正を踏まえた、障がい者施策を総合的に推進する必要があります。

施策の体系



施策の内容

社会参加のための支援体制の充実

障がい者が容易に社会参加や余暇活動などができるよう、介護給付や機能回復訓練などの実施、地域生活支援事業の推進など、新たな制度を見据えた中で障がい福祉サービスを提供するとともに、手話通訳奉仕者やボランティアなど、障がい者の外出を支援する担い手の人材養成につとめます。

また、障がい者の地域での自立を促し、家族介助者もいきいきと生活できるように、家族介助者に対する相談やレスパイト的サービスの提供など家族介助者支援の充実を図ります。

レスパイト的サービス...家族介助者を一時的に介護から解放することによって、心身の疲れなどの回復を図るようなサービスのこと。

就労支援体制と発達支援体制の充実

障がい者の自立を促進するために、多様な就労の場の創出と環境の整備を進めます。また、障がい児の早期療育と社会適応に向けた発達支援体制の充実を図ります。

誰もが自由に社会参加できるユニバーサルデザインの推進

すべての人が安全かつ円滑に施設などを利用することができるよう、「石狩市福祉のまちづくり条例」に基づき、市内公共施設や民間施設のバリアフリー化を推進します。

また、多世代間の交流、ボランティア活動への参加などを通して福祉意識の啓発を図り、障がい者、高齢者、子どもなどの人権を尊重した「心のバリアフリー」施策を進めます。

成果指標

指標の名称	単位	平成 22 年度 (実績)	平成 28 年度 (目標)
地域活動支援センター（旧地域共同作業所）の登録者数	人	141	170
障がい者の就労率（市内） ¹	%	0.38	1.58
相談窓口 ² の箇所数	箇所	2	3

1 石狩市雇用・労働基本調査に基づく数値

2 法に基づく福祉サービスの利用計画を作成することができる相談窓口の数

協働の指針

市民

障がい者およびその世帯（自助）
積極的な社会参加
市民（共助）
障がい者に対する理解、尊重および社会参加への手助け、支援

地域・事業者

障がい者が参加できる地域活動機会の提供
障がい者が安心して生活できる環境づくりの推進
障がい者の雇用拡大

国・道

自己決定、自己選択を支える相談支援体制の充実
就労支援に向けた、障がい者の自立支援施設などの整備促進
リハビリテーション拠点施設の整備促進

市

市民が障がい者に対する認識を深めるための啓発活動を促進
ボランティアおよびボランティア団体の育成などを行う社会福祉協議会の支援
施設のバリアフリー化の推進
障がい者が安心して働ける環境の整備促進

基本事業

自立支援サービス事業
地域生活支援事業
障がい者社会参加促進事業

(5) 地域福祉の充実

施策の目的

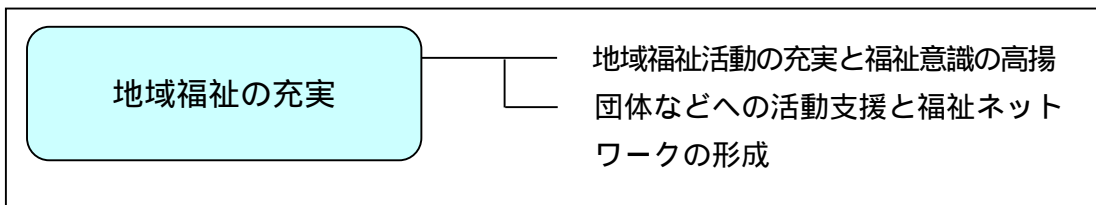
地域福祉のネットワークを確立し、地域で支え合うまちをめざします。

現状と課題

少子高齢化の急速な進行、核家族化や共働き世帯の増加など、社会を取り巻く状況や人々のライフスタイルの変化などに伴い、地域社会においても、共同体としての意識や支え合いの機能が希薄になっています。

家族や地域を取り巻く環境が大きく変化する中で、多様な福祉ニーズに対応し、誰もが安心して暮らせる地域社会をつくっていくためには、市民一人ひとりが福祉活動の担い手として、各種の活動に自主的に参画する地域福祉体制をつくりあげていく必要があります。

施策の体系



施策の内容

地域福祉活動の充実と福祉意識の高揚

関係機関、関係団体相互の連携強化、各種サービスや活動の情報提供・相談体制の整備を図るとともに、市民や団体などが積極的に参加できる活動機会を充実させ、地域福祉活動を進めていきます。

また、啓発活動や福祉教育の推進、福祉イベントの開催、高齢者や障がい者などと地域住民との交流事業の展開を図ります。

団体などへの活動支援と福祉ネットワークの形成

社会福祉協議会をはじめ、民生委員児童委員、各種関係団体の活動を支援するとともに、ボランティアの育成を図り、身近な地域を単位とした福祉ネットワークの形成を促進します。

成果指標

指標の名称	単位	平成 22 年度 (実績)	平成 28 年度 (目標)
ボランティア登録団体数	団体	37	42
ボランティア登録者数	人	755	840
地区社会福祉協議会の設置数	地区	15	17

協働の指針

市民

地域コミュニティへの積極的参加
地域における福祉活動の理解

地域・事業者

民生委員児童委員やボランティアと協働し、地域の子どもや援助を必要とする人に対する支援活動を実施
地域福祉実践計画の策定
地区社会福祉協議会の組織化と活動支援
地域で活動するボランティアの育成、支援

国・道

地域福祉計画策定に対する支援
ボランティアコーディネーターの配置支援および地域における福祉活動のリーダー養成支援

市

地域福祉計画の策定
社会福祉協議会や町内会などの、地域福祉に対する取組への支援
地域福祉に関する市民への啓発や、福祉教育の推進

基本事業

地域福祉計画改訂事業
福祉活動団体支援事業

(6) 社会保障の充実

施策の目的

低所得者の生活の安定と自立を促進し、健康で文化的な暮らしができるまちをめざすとともに、国民健康保険事業の健全な財政運営に向けた取組を進め、安心して老後を送ることができるまちをめざします。

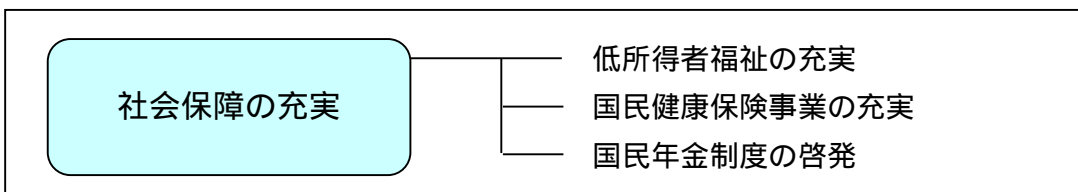
現状と課題

高齢化の進行や厳しい雇用情勢などにより、生活保護受給世帯は増加の傾向にあることから、今後も、相談・指導や各種援護施策の実施を通じて、生活の安定を図りながら、自立を促進していく必要があります。

国民健康保険事業の財政運営については、極めて厳しい状況にあることから、被保険者に対する保健事業を促進していくとともに、国民健康保険税の収納率の向上や、医療費の適正化を進めていく必要があります。

少子高齢化が進展する中、老後の生活において、国民年金の果たす役割はますます大きなものとなってきていることから、今後も、国民年金制度についての正しい知識の周知を図っていく必要があります。

施策の体系



施策の内容

低所得者福祉の充実

低所得者が自立し、健康で文化的な暮らしを営むことができるよう、関係機関や民生委員児童委員との連携のもと、相談・指導体制の充実につとめるとともに、生活保護制度などの適切な運用につとめます。

国民健康保険事業の充実

保健事業を促進し、被保険者の健康に対する意識の高揚を図るとともに、レセプトの点検や医療費の通知などを通じ、医療費の適正化を推進します。また、広報・啓発活動の推進や徴収体制の強化を図り、保険税収納率の向上につとめます。

国民年金制度の啓発

広報・啓発活動の推進や年金相談の充実を図り、制度についての正しい理解を深めていくとともに、社会保険庁との連携のもと、未加入者の加入促進を図り、年金受給権の確保につとめます。

成果指標

指標の名称	単位	平成 22 年度 (実績)	平成 28 年度 (目標)
国民健康保険の収納率	%	88.2	92

協働の指針

市 民

早期に健康など阻害要因を回復し、就労して自立のための努力
 検診などを受け健康づくりのための努力
 医療機関への重複受診などに留意
 国民年金の加入

地域・事業者

社会福祉協議会
 低所得世帯などに対し、生活福祉資金を貸し付け、世帯の自立更生を促進
 民生委員児童委員
 一番身近な相談役として、市民からの各種相談を受けて行政につなぎ、行政との連携により生活保護世帯の自立を支援

国・道

制度の充実と支援の促進

市

生活困窮度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障
 受給者の自立を支援
 国民健康保険事業の健全化
 年金相談を充実し、制度の普及を促進

基本事業

相談・指導の充実
 援護施策の充実

【テーマ3】元気で活力あるまち

(1) 農林業の振興

施策の目的

環境変化に即した多面的な農林業振興施策を計画的に進め、農業の振興と林業の活性化を図るとともに、安全・安心・新鮮な農畜産物の提供など、魅力ある農林業が実現できるまちをめざします。

現状と課題

兼業化や農業生産基盤の脆弱化傾向が進行し、農業を取り巻く環境が一層厳しさを増す中、農業従事者の減少や高齢化、後継者不足、また、これに伴う遊休農地の増加、農地の集積の停滞などの課題に取り組む必要があります。

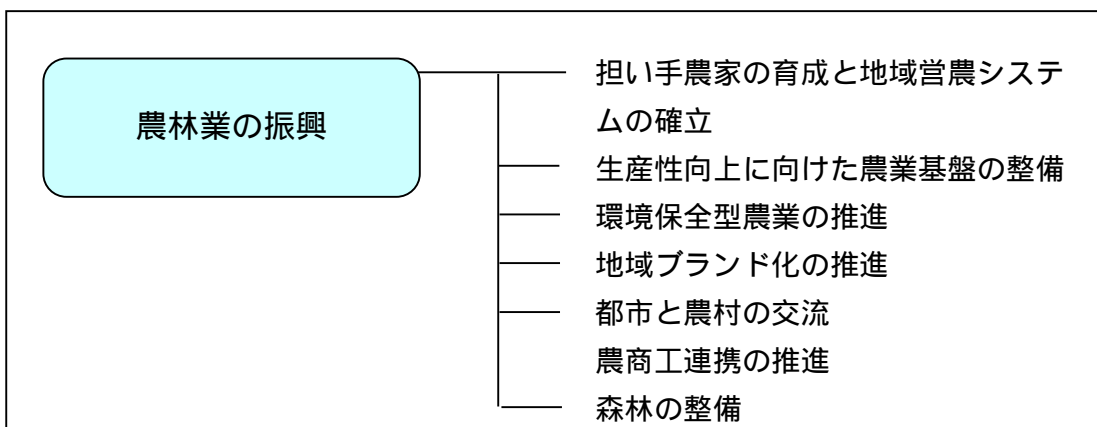
安全・安心・新鮮な農畜産物を提供する魅力ある農業・農村の実現のため、環境にやさしい農業や「地産地消」など、時代の要請に即した農業体制の確立が必要となっています。

生産性の一層の向上や、地域特産物の導入、加工体制の整備などの促進を図るためには、農業生産基盤の一層の充実を進めながら、担い手育成や集落営農組織、機械共同利用組織の育成、農業生産法人の拡大などを行う必要があります。

また、産地間競争に勝ち抜き、安定的な生産の確保と農業所得のなお一層の向上を図るためには、他地域で生産される農畜産物との差別化と知名度の向上が必要となっています。

森林は水源のかん養など多面的な機能と、人々へのやすらぎを与える機能も兼ね備え、かつ地球環境の保全にも寄与していることから、引き続き、森林の計画的な整備・充実が必要となっています。

施策の体系



施策の内容

担い手農家の育成と地域営農システムの確立

経営規模拡大や生産性向上のための支援を総合的に行い、地域農業の担い手の育成を行うとともに、各種農業関係団体との連携を強化し、経営体の育成、指導助言、農用地利用の集積、新技術の支援など、地域営農システムの充実につとめます。

生産性向上に向けた農業基盤の整備

「農業振興地域整備計画」に基づき、優良農用地の確保・保全につとめるとともに、関係機関との連携を図り、農業基盤の強化につとめます。

環境保全型農業の推進

食の安全・安心に対する消費者の関心の高まりに応えられる農産物を供給するため、土づくりや、低農薬栽培の促進など環境保全型農業を推進します。

地域ブランド化の推進

特産品のサヤエンドウやミニトマトなどの知名度向上を図るとともに、試験栽培圃場により、地域の特色ある資源を活かした新たな振興作物の開発を推進します。

都市と農村の交流

市民農園や産地直売型農業など、農山村地域の豊かな自然や特産品、地域内の施設を活用して、都市と農山村との交流を推進します。

農商工連携の推進

産業イベントや異業種交流会などを通じて情報交換や連携の強化を図り、生産者と実需者とのマッチングや観光業や大学と連携した特産品の開発を推進します。

森林の整備

森林の有する多面的機能を十分発揮できるよう、関係機関と連携し、生産基盤の整備や森林の適正な管理を進めます。

成果指標

指標の名称	単位	平成 22 年度 (実績)	平成 28 年度 (目標)
認定農業者数	経営体	211	200
農業産出額	千万円	270	300
市有林間伐実施面積	ha	25	30

農業協同組合取扱高

協働の指針

市民

地元農産物の消費推進
家庭内での食育の推進
ボランティアによる植林、森林の育成・保全

地域・事業者

質の高い、安全・安心な農産物の生産と消費者への提供
農業協同組合は、農業者が行う生産性向上の取組に対する支援
森林管理の推進と経営安定化の取組
森林組合は、森林管理の代行などの実施

国・道

食料自給率を引き上げるための取組の実施
農業者への経営改善指導
就農希望者に対する情報提供や支援
生産性向上に向けた基盤整備事業の推進
新品種・新技術の開発普及
食育・地産地消運動の推進
林道網の整備、間伐・造林・植林に対する補助、国産材の利用促進

市

農業者に対する情報提供や支援
生産性向上に向けた基盤整備の導入の推進
森林の整備に対する補助などの導入の促進

基本事業

農業生産基盤整備事業
農業経営基盤整備事業
地域農業振興対策事業
森林整備事業

(2) 水産業の振興

施策の目的

漁獲量の安定・向上に向け、「つくり育てる」水産業の確立を図るとともに、安全・安心、新鮮な水産物の提供など、魅力ある漁業が実現できるまちをめざします。

現状と課題

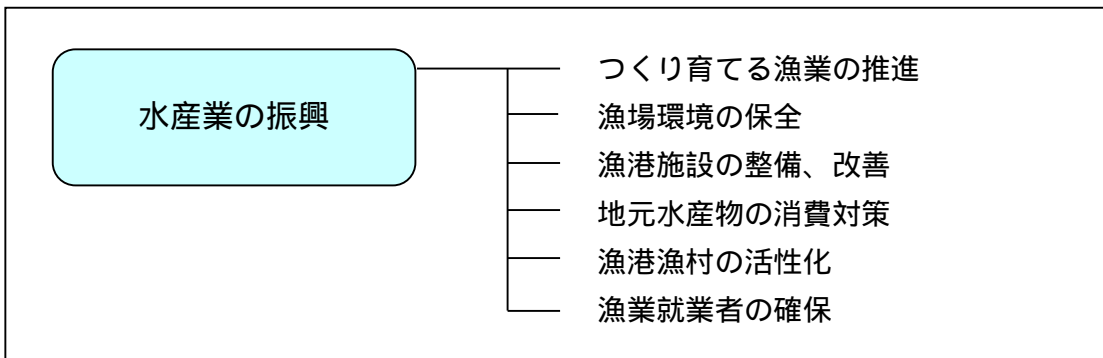
漁獲量の減少や水産物の輸入など、水産業を取り巻く環境が厳しさを増す中、限りある水産資源を守り育てる資源管理型栽培漁業を基本に、今後もより一層「つくり育てる」水産業に取り組む必要があります。

また、関係機関と連携し、後継者などに対して必要な助言を行うとともに、漁業を支える人材育成を図る必要があります。

漁家経営の安定化、漁業の近代化、生産性の向上などを図り、将来の漁業動向に対応しうる漁家経営システムを導入する必要があります。

「つくり育てる」水産業の確立を図るための漁場環境整備や、漁場生産基盤の整備などについては、関係機関との連携を図る必要があります。

施策の体系



施策の内容

つくり育てる漁業の推進

漁業生産の安定と向上に向け、現在行われている種苗放流事業について、さらなる放流効果をあげるための方策を検討します。また、網目、漁期などの規制措置による資源管理に取り組むと同時に、増殖場の造成や遊漁者による放流魚の減耗対策に努めます。

漁場環境の保全

本市の沿岸は、多くの水生生物に恵まれています。将来にわたって良好な漁場として利用していくためには、漁場環境を保全していくことが必要です。悪質な密漁に対する防止対策や、トド・アザラシ・オットセイ等の海獣による漁業被害対策について、関係機関に強く要望することと併せ、磯焼け対策や海を豊かにする森づくり活動への支援に努めます。

漁港施設の整備、改善

漁業者が望む係船施設等漁港の改善について取り組むとともに、荷揚げされる漁獲物の鮮度保持や衛生管理を向上させた利用しやすい漁港の整備を検討します。

地元水産物の消費対策

大消費地である札幌圏に位置し、多彩な一次産品に恵まれているという地理的条件を生かし、これまで活用されなかった資源の価値向上や魚食・食育の普及など、石狩産水産物の消費拡大の取組に努めます。

漁港漁村の活性化

人々が行きかう活気ある漁村をつくるため、観光と連携した収入の増加や新規漁業従事者の確保、さらには石狩産水産物のイメージアップなど、本市漁業の振興につながる取組に努めます。また、操業の効率化や安全との調整も図りながら、漁港漁村の活性化に取組ます。

漁業就業者の確保

新規漁業就業者を確保するため求職者の募集や育成、技術取得や意識向上のための研修体制の整備を進めます。また、パート労働者の確保や漁業経営の支援、生活環境の改善などに取組ます。

成果指標

指標の名称	単位	平成 22 年度 (実績)	平成 28 年度 (目標)
石狩湾漁業協同組合員数	人	140	140
漁業生産額	千万円	154	210

漁業協同組合取扱高

協働の指針

市民

魚食を進め、漁村との交流を促進
ボランティアによる魚付林などの整備

地域・事業者

漁業協同組合は栽培漁業につとめ、
つくり育てる漁業を推進
漁業の近代化と新規就業者の育成を
促進

国・道

漁港の整備、海岸保全施設の整備促進
海上における警察・救助・防災・環境
保全などの推進
大型漁礁の造成

市

漁業者の経営改善に対する支援
栽培漁業を支援し、つくり育てる漁業
を推進

基本事業

漁港整備事業
各種増殖対策事業
海岸保全施設整備事業

(3) 商工業の振興と創業・起業の促進

施策の目的

札幌圏に位置する地理的優位性と、恵まれた地域資源を活かした産業の創出を進めるなど、地域産業の活性化により、にぎわいのあるまちをめざします。

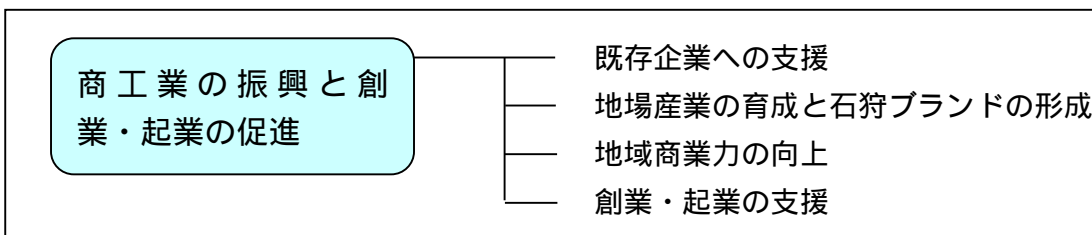
現状と課題

少子高齢化の進展や情報通信の高度化など、経済構造が急速に変化する中、地域経済の活性化を担う中小企業への支援と地域ブランドの形成が求められています。

また、消費者ニーズにマッチした消費財やサービスを提供できるような地域商業機能も求められています。

雇用者数の伸びが鈍化し、完全失業率が高い水準で推移するなど、雇用情勢が変化しており、創業・起業の創出など、新たな就業・雇用機会の創出が求められています。

施策の体系



施策の内容

既存企業への支援

個々の事業者が企業家精神を発揮し、自らの経営資源を十分活用しながら、その強みを最大限発揮できるよう、関係する機関・団体と連携を図り、既存の中小企業などに対する支援の充実を図ります。

地場産業の育成と石狩ブランドの形成

既存の地域資源を活かすとともに、新たな資源、人材の発掘・育成を促進し、産業イベントの強化や1次・2次・3次産業団体の連携、異業種間交流の拡大などにより、地場産業の育成と石狩ブランドの形成を図ります。

地域商業力の向上

新たな商業拠点の形成や既存商店街の環境整備など、地域の商業機能を維持・充実する取組を支援します。

創業・起業の支援

関係する機関・団体との連携のもと、支援拠点の整備など、既存企業の新分野進出をはじめとして、多様な業種・業態のスムーズな創業・起業の創出を総合的に支援します。

成果指標

指標の名称	単位	平成 22 年度 (実績)	平成 28 年度 (目標)
法人市民税納税義務者数 (均等割)	件	1,757	1,775
商工会議所及び商工会の会員数	件	993	993

協働の指針

市民

企業活動に理解を深め、対話のもと地域における共存を促進
地場製品の消費

地域・事業者

健全な経営の遂行
環境に配慮した事業の実施
地域資源の積極的活用
産学が連携して研究開発などを推進

国・道

創業希望者に対する創業支援と既存企業の
新分野展開を支援
中小企業の経営基盤強化を支援
産学官が連携して研究開発などを推進
地場産業や伝統工芸品産業の活性化を
促進

市

中小企業の経営基盤強化を支援
創業・起業を支援
地場産業の育成や地産地消の拡大を促進

基本事業

経営改善対策事業
商工業者支援事業
中小企業特別融資事業
地域活力推進事業
地場企業等活性化事業

(4) 観光の振興

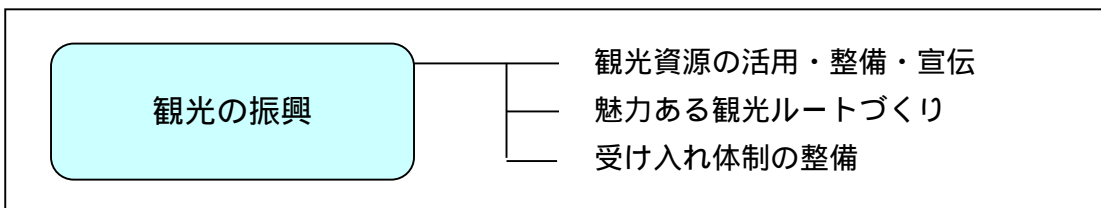
施策の目的

既存の観光資源の活用・整備、新しい観光スポットの創設、観光ルートの開発などにより、魅力ある観光のまちをめざします。

現状と課題

本市には、観光振興の活性化に有用な多くの資源が内在しているものの、昨今の多様化する観光ニーズに対し、観光客を十分に満足させるだけの資源の活用手法や受け入れ体制が充実しているとはいえません。このため、観光客の求めるニーズに的確に対応するため、観光に関連する団体、企業、事業者をはじめ、地域住民が連携し、観光素材を掘り起こし、磨き上げ、癒しや感動を与えることができる、ホスピタリティ（もてなしの心）あふれる体制づくりなど、多面的な取組を進めていく必要があります。

施策の体系



施策の内容

観光資源の活用・整備・宣伝

市に存在する有形、無形のすべてのものが、観光資源であるという視点のもと、それらを積極的に有効活用し、観光地づくりを進めるとともに、既存観光施設の再生や知名度の低い観光施設のメディア露出を高めるようつとめます。

魅力ある観光ルートづくり

多様化する観光客のニーズに対し、日帰り型・滞在型などの目的に応じた観光ルートを提供するとともに、観光客の円滑な移動を支援するために、観光パンフレットや分かりやすい道路案内標識など、ソフトの整備にもつとめます。

受け入れ体制の整備

市民一人ひとりの中に、ホスピタリティ（もてなしの心）が育つよう啓発活動を進め、観光ボランティアの育成につとめます。

成果指標

指標の名称	単位	平成 22 年度 (実績)	平成 28 年度 (目標)
観光入込客数	万人	172	
石狩市ホームページアクセス数(観光部門)	千件	344	450

協働の指針

市民

観光ボランティアなど積極的な役割を果たすよう努力
観光客の利便の確保に配慮
観光資源情報の提供

地域・事業者

観光事業者相互の連携を強化し、観光客へのサービス向上を促進
観光客の利便の確保に配慮
観光利潤を地域に還元し、地域の活性化を促進

国・道

体験型や交流型などの新たな地域観光資源の発掘・創出
観光地間のネットワーク向上のための努力

市

国・道との適切な役割分担のもと、本市の特性を活かした観光振興の取組
地方公共団体相互の広域的な連携体制を構築し、効率的な観光施策を実施
地域の活性化を推進するため、既存施設の利活用・新たな観光資源の発掘・創出を図るとともに、効果的な観光情報を提供発信
観光客の利便が確保されるよう関係団体などと連携

基本事業

観光振興事業
観光施設整備事業

(5) 石狩湾新港地域の振興

施策の目的

札幌圏の交易を担う「都市型港湾」石狩湾新港のさらなる機能の充実を図りながら、地域全体がより高度な「複合産業空間」として、道内の経済基盤の強化に貢献することにより、安定的な市民生活を支える臨海産業拠点の形成をめざします。

現状と課題

石狩湾新港地域は、オイルターミナル、物流センター、冷蔵倉庫、リサイクル関連等の600社を超える企業が操業し、また、国際貿易港としての機能充実により、税収や雇用など本市の経済的な価値を創出しています。

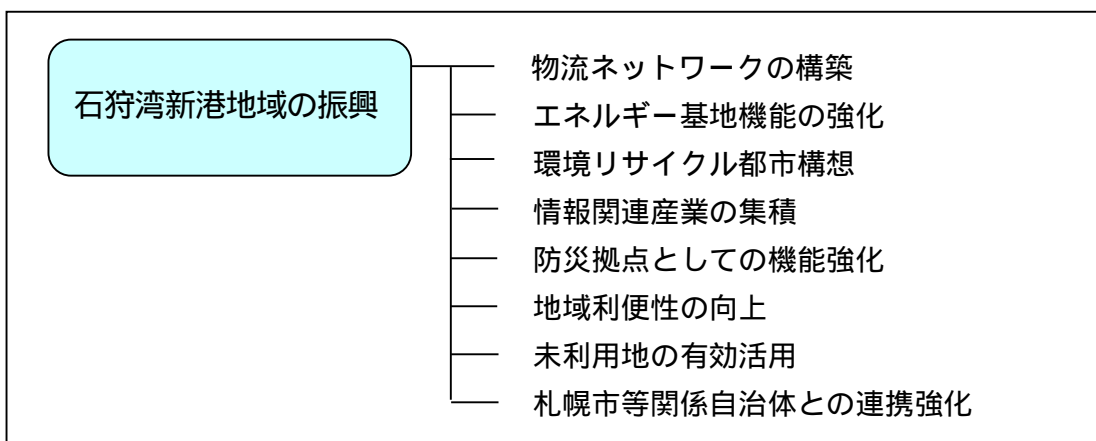
本地域は、本市が自立した公共経営を確立し、持続的な発展を続けるための重要な地域資源であるとともに、まちづくり計画を支える礎として期待されています。

本地域が本市及び札幌圏の持続的な発展を先導する生産・物流拠点として、競争力を維持・向上させるためには、隣接する札幌圏や北東アジア、極東地域などとの物流ネットワークやエネルギー、生活物資の安定供給（セーフティ機能）の強化を図るとともに、地域特性を活かした産業の集積や環境負荷の少ない循環型産業拠点の形成が必要とされています。

また、多様化する企業ニーズに対処し、地域価値をより高めるため、就業者や地域利用者から交通インフラや商業施設等の生活関連サービスの向上が求められています。

さらに、札幌市に隣接する大規模産業用地というロケーションを活かした未利用地の新たな利用方法の検討や、札幌圏の地域経済を支える基盤として石狩湾新港地域の潜在能力を最大限に引き出すために、引き続き札幌市等関係自治体との連携強化が必要とされています。

施策の体系



施策の内容

物流ネットワークの構築

道内における物流効率化への対応、さらには、急激な経済成長が続く北東アジア圏域等との経済交流を推進するため、RORO船 や大型のコンテナ船に対応した港湾機能の高度化、国内外との定期航路の誘致などを進め、札幌圏の海の玄関口である「港湾都市いしかり」として多様な物流ネットワークの構築を進めます。

RORO船...Roll On Roll Off Ship (ロールオンロールオフ船) の略で、船の中へトレーラーが自走して乗り込むことができる構造となっており、クレーンを使わずに直接貨物の積み降ろしができるので、荷役の効率化が図られる特徴を持つ。

エネルギー基地機能の強化

札幌圏の市民生活、産業活動に不可欠な石油・ガス等のエネルギーの安定供給に資するための港づくりを進めるとともに、石油・天然ガス等の供給施設の充実を図りながら、環境負荷の少ないエネルギー転換部門 の導入に向けた検討など、札幌圏の総合的なエネルギー供給拠点の形成をめざします。

エネルギー転換部門...石油、石炭等の一次エネルギーを産業、民生、運輸部門で消費される最終エネルギーに転換する部門。

環境リサイクル都市構想

リサイクル関連産業の誘致や環境負荷の少ない新エネルギー等の導入を促進するとともに、既存リサイクル関連企業集積やリサイクルポートのポテンシャルを活用し、地球環境を守りながら持続的な発展が可能な産業拠点の形成をめざします。

情報関連産業の集積

北海道の冷涼な気候と石狩湾新港地域の特性を活かし、今後大きな成長が期待されるデータセンターを中心とした情報関連産業の集積を図ります。

防災拠点としての機能強化

札幌圏の地域防災機能の一つとして、石狩湾新港に耐震強化岸壁を整備するなど、緊急物資輸送網を形成するとともに、市民生活の安心・安全を確保するため、被災時に対応できるエネルギーや食糧品等の備蓄など、広域的な防災拠点としての機能強化を図ります。

地域利便性の向上

多様化する企業ニーズと地域価値を高めるため、産業支援機能や交通インフラの充実を図るとともに就業者や地域を利用する人々に対応した商業施設等の生活関連サービスの充実を図ります。

また、通勤や子育て、住環境などより一層働きやすい環境づくりを促進するため、多様なニーズの実態把握につとめ、石狩湾新港地域の活性化と就業者や操業企業に対する新たな支援策の可能性を検討します。

未利用地の有効活用

札幌市に近接する大規模な産業用地である石狩湾新港地域の特性を活かし、各種試験場やイベントスペースなど新たな土地利用方法の検討を行い、未利用地の有効活用を図ります。

札幌市等関係自治体との連携強化

札幌圏における石狩湾新港地域の重要性、関連性の理解を求め、近隣自治体との連携強化を図ります。

成果指標

指標の名称	単位	平成 22 年度 (実績)	平成 28 年度 (目標)
石狩湾新港取扱貨物量	万 t	328	660
石狩湾新港貿易額	億円	656	
石狩湾新港工業流通団地操業企業数	社	609	650

協働の指針

市民

企業活動に理解を深め、地域における
共存を促進
進出企業への就業

地域・事業者

環境に配慮した事業の実施
雇用の場の提供
企業間連携の強化

国・道

港湾機能の強化、充実
定期船の就航、貨物の誘致などの利用
促進
進出企業への支援
人材育成、就労支援施設の充実

市

定期船の就航、貨物の誘致などの利用
促進の働きかけ
企業誘致を進め、市内の操業企業の増
加を促進
対岸諸国との経済交流の促進

基本事業

石狩湾新港管理組合負担金
港湾振興事業
石狩湾新港地域活性化事業
サハリン関連事業

(6) 雇用・勤労者対策の推進

施策の目的

労働環境の改善と勤労者の勤労意欲を高めるとともに、雇用就業機会の拡大を図り、働きやすい環境の整ったまちをめざします。

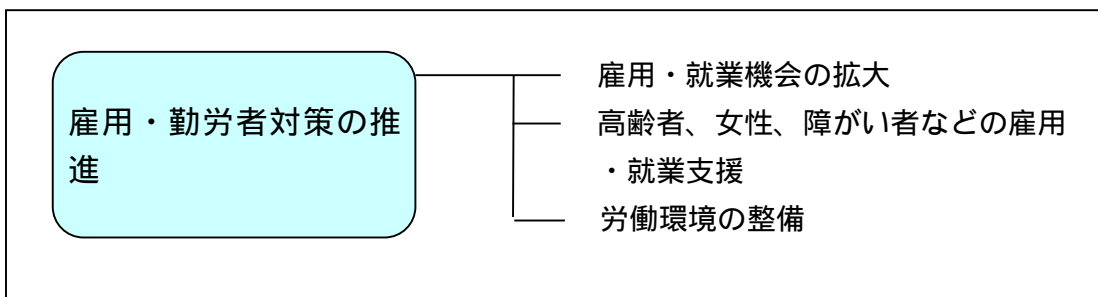
現状と課題

石狩湾新港の背後の工業・流通地区において、臨海型企業が進出し、雇用の確保に大きく貢献しているものの、若年労働者の地元就職の促進、人材の育成・発掘など、雇用機会の増大促進が求められています。

少子高齢化の進展や社会福祉環境の変化に伴い、高齢者・女性・障がい者などへの就業支援の強化が求められています。

パート・派遣労働者など非正規雇用労働者が増加するなど、就業形態や勤労者の就業意識の多様化が進むなか、すべての勤労者が平等に、健康で快適な勤労生活を送ることができるよう、労働福祉の充実を図ることが必要となっています。

施策の体系



施策の内容

雇用・就業機会の拡大

優良企業の誘致と雇用施策の連携強化を図り、魅力ある雇用の場を創出するとともに、企業が求める人材の育成や能力開発の機会の拡充、就業サポート事業（ジョブガイドいしかり）の充実など、関係機関との連携のもと、市民の就業支援につとめます。

高齢者、女性、障がい者などの雇用・就業支援

高齢者の就業機会の創出につとめるとともに、定年延長や再雇用制の導入、雇用機会の男女平等や育児・介護休暇など、労働環境の整備に関する事業者への意識啓発や、出産や育児などによって退職した女性の再就職、障がい者の就業支援など、福祉所管や関係機関と連携し、その充実につとめます。

労働環境の整備

労働時間の短縮、最低賃金制度の周知、勤労者生活等資金貸付制度の利用促進など、雇用労働条件の改善、働きやすい労働環境への改善を促進します。

成果指標

指標の名称	単位	平成 22 年度 (実績)	平成 28 年度 (目標)
ジョブガイドいしかり利用者就業割合	%	20.4	30
就業している市民の数	人	26,177	

個人の市町村民税の納税義務者等に関する調

協働の指針

市民

生涯学習の拡大による職業能力の向上

地域・事業者

企業の福利厚生レベルの向上のための
取組を推進
安定した雇用機会の創出と中高年層や
障がい者の積極的な雇用

国・道

女性、中高年齢層、障がい者などが能
力を発揮できるよう、職業能力開発
や就職活動を支援
在職者の職業能力開発の支援
離転職者などへの再就職支援

市

雇用就業機会の拡大
雇用労働条件の改善、働きやすい労働
環境の改善を促進

基本事業

雇用支援・促進対策事業
高齢者雇用支援対策事業

【テーマ4】豊かな自然を守り育て活かすまち

(1) 環境施策の推進

施策の目的

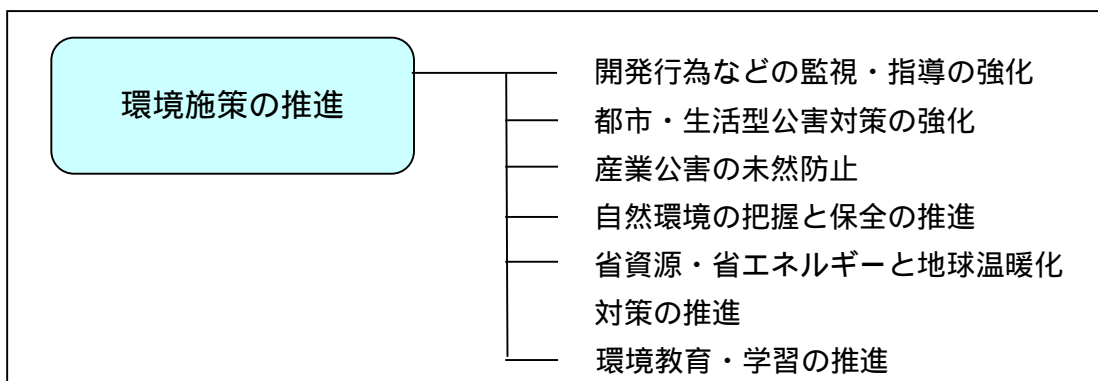
本市に残されている豊かな自然環境を引き続き守り育てるとともに、公害のない健康で安全に暮らせるまちをめざします。

現状と課題

海浜、河畔の水辺地や山間、内陸部には、多くの動植物が生息・生育していることから、これら自然の保護と利用の両立が必要となっています。そのため、動植物等の状況を把握し、それらをもとに、保全のあり方を明らかにするとともに、利用者のマナーやモラルの普及、環境教育・学習を推進し、自然環境意識の普及・向上を図る必要があります。

環境基準の維持、達成を図るため、各種対策を推進するとともに、事業活動に伴う環境汚染の未然防止につとめます。また、一人ひとりが生活スタイルを見直し、省資源・省エネルギー化につとめ、地域から地球温暖化対策を推進することにより、環境の世紀にふさわしい持続可能な社会づくりを計画的に進めていく必要があります。

施策の体系



施策の内容

開発行為などの監視・指導の強化

環境アセスメントの実施など、環境保全対策の指導や環境関係法令などによる監視の強化と、規制の徹底を図り、公害発生の未然防止と自然環境の保全につとめるとともに、広域的な課題となる河川水質問題などについては、関係機関との連携による取組を検討していきます。

都市・生活型公害対策の強化

自動車騒音や近隣騒音、悪臭など、都市・生活型公害を防止するため、監視・指導の強化と市民意識の普及・啓発につとめます。また、生活排水未処理地区は、下水道の整備や合併処理浄化槽などの普及促進を図り、河川の水質保全につとめます。

産業公害の未然防止

産業公害を未然に防止するため、事業所の環境監視体制の強化・充実を図るとともに、環境関連法令による公害発生施設の届出や基準遵守の指導・徹底につとめ、環境と調和した産業への転換を推進します。

自然環境の把握と保全の推進

市民との協働により自然環境調査を実施し、自然環境データベースの整備・充実を図り、収集・把握した多様な自然環境情報を市民、事業者に発信します。また、海岸、山間部などの自然地域は、野生動植物などの保護を図りながら活用するとともに、利用者のルールづくりやモラルの普及・啓発につとめ、人と多様な自然が共生できるまちづくりを進めます。

省資源・省エネルギーと地球温暖化対策の推進

風力、太陽光、雪氷熱などの自然エネルギーや未利用エネルギー、バイオマスなどを有効活用するとともに、資源・エネルギー使用の無駄をなくし、石油代替エネルギーの導入促進につとめるとともに、市域における二酸化炭素排出削減目標の達成を図ります。

さらに、市自らが省資源・省エネルギーを先導する役割を担い、あらゆる市の施策において、環境保全の視点を持って、事業を推進するシステムの導入を図ります。

環境教育・学習の推進

自然とふれあう自然観察会や参加型の出前講座などを実施し、環境への関心や意識を深めるとともに、地域に即して考え、行動する環境教育プログラムづくりを進め、学校、地域、家庭における環境教育・学習を推進します。

成果指標

指標の名称	単位	平成 22 年度 (実績)	平成 28 年度 (目標)
主要河川・海域の水質環境基準の達成度合	達成数 / 基準点数	6/12	9/12
環境マネジメントシステム等を実施する 小中学校数	校	4	15
環境家計ノート・省エネナビモニターを実 践する世帯の割合	%	1.4	
市民 1 人あたりの二酸化炭素排出量 (n-2 年)	t-CO2/年	9.58	7.45
海浜植物等保護地区面積	ha	16.5	37

二酸化炭素排出量...調査より 2 年後に結果が報告される。

(平成 22 年度実績=「平成 20 年度実績」 平成 28 年度目標値=「平成 26 年度目標値」)

協働の指針

市民

身近な自然保護活動・環境保全活動への参加
環境教育・学習への参加
身の回りの環境に対する自発的な配慮

地域・事業者

事業活動にあたっては、公害の未然防止のため取組を推進
自然環境に配慮した開発の実施
省資源・省エネルギー、自然エネルギーの導入
社員の環境教育・学習の推進
地球温暖化防止のための取組を推進

国・道

自然環境保全対策の推進
自然保護思想の普及啓発
生物の多様性の確保や野生鳥獣の適正な保護管理
森林整備の推進・支援
学校や生涯学習の場における環境学習の推進
省資源・省エネルギー施策の推進
地球温暖化対策の推進

市

自然保護思想の普及・啓発
自然保護と利用推進
環境保全活動に対する支援
学校や地域における環境教育・学習を推進
公共施設における省資源・省エネルギー、自然エネルギーの導入推進
地球温暖化対策の推進

基本事業

自然環境保全対策の推進
環境教育・学習の推進
省エネルギー対策事業
地球温暖化対策の推進

(2) 公園・緑地・水辺の整備

施策の目的

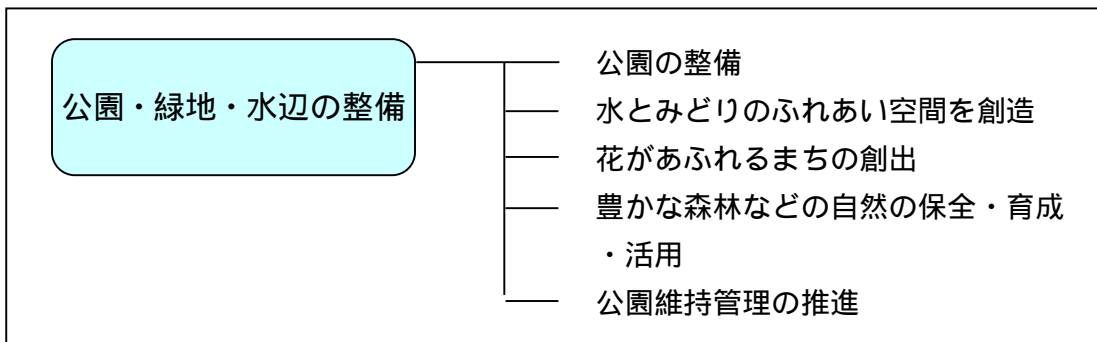
公園・広場、親水・親緑空間の整備のほか、子どもから高齢者まで、すべての人が憩える空間を確保し、快適でうるおいのあるまちをめざします。

現状と課題

市民との協働による緑化活動や、公共スペースや身の回りに花を飾る活動を、さらに推進していくことが求められているとともに、街区公園など地域に身近な公園については、管理のあり方の検討が必要となっています。

これまでの公園づくりとは異なり、地域性や歴史性を活かした、新たな発想に基づく空間づくりが求められています。

施策の体系



施策の内容

公園の整備

市民がうるおいのある生活を送れるよう、公園の整備を計画的に進めます。

水とみどりのふれあい空間を創造

海浜地や主要河川敷地など水際線の美化・環境保全につとめるとともに、市民との協働による緑化活動などの推進により、水とみどりにふれあい、良質な景観やくつろげる空間の創出を進めます。

花があふれるまちの創出

市民との協働により、公共スペースを花で飾る「花いっぱい運動」を推進するとともに、身の回りを花で飾る取組を引き続き推進していきます。

豊かな森林などの自然の保全・育成・活用

森林など自然環境との共生のもと、みどりを活かした休養レクリエーションや教育の場としての有効活用を検討します。

また、地域性や歴史性などを活かし、観光をはじめ文化や教育分野にも利用が可能となる新たなコンセプトのもと、熟成しながら創りあげる空間整備を検討します。

公園維持管理の推進

老朽化した公園遊具などの補修など、維持管理を計画的に進めるとともに、市民との協働による管理についても検討を進めます。

成果指標

指標の名称	単位	平成 22 年度 (実績)	平成 28 年度 (目標)
改修済みの公園施設比率	%	4.4	15
市内の公園が利用しやすいと感じる市民の割合	%	46.1 (H23調査結果)	
花と緑の推進活動に参加したことがある市民の割合	%	58.3	65

協働の指針

市民・地域・事業者

公園に親しみ活用するとともに、花壇づくりなどをはじめとするボランティア活動を通じた良好な環境の創出

国・道

国定公園の適正管理
海浜地・河川敷地の適正管理

市

公園の機能を十分に生かせるよう、市民との協働による公園の整備と適切な維持管理

基本事業

公園管理・整備事業
公園施設長寿命化修繕事業

(3) 資源循環型社会の実現

施策の目的

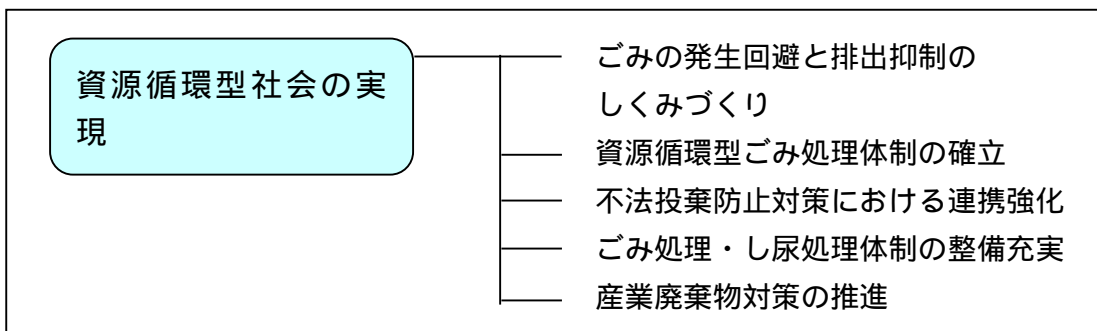
市民・事業者・行政の適正な役割分担と連携により、ごみの4R【リフューズ（発生回避）、リユース（再使用）、リデュース（発生抑制）、リサイクル（再生使用）】などを推進するとともに、不法投棄の防止につとめ、環境に配慮したまちをめざします。

現状と課題

本市ではこれまで、ごみの減量化や分別排出の徹底、リサイクルの促進につとめ、ごみの減量・再資源化を進めてきましたが、今後も一層の減量化・再資源化を進める必要があるとともに、厚田・浜益区の間部や石狩湾新港地域などへの不法投棄対策が必要となっています。

また、ごみ・し尿の適正な処理を行うため、ごみ処理施設やし尿処理施設の適正な維持管理と計画的な施設整備を進める必要があります。

施策の体系



施策の内容

ごみの発生抑制と排出抑制のしくみづくり

生産・流通・販売時において、ごみ減量に積極的に取り組んでいる事業者に対して、その情報を市民に向けて発信するための支援を実施するとともに、ごみの削減のための環境教育の実施や、地域で活躍している人のネットワークづくり、情報伝達の仕組みづくりを進めます。

また、プラスチック製品など、減量化やリサイクルが困難な廃棄物については、国や製造業界などへ、減量化やリサイクルが可能な製品への転換などを要請します。

資源循環型ごみ処理体制の確立

ごみの中にいまだ数多く含まれている「プラスチック製品」、「生ごみ」、「紙ごみ」のリサイクル化をさらに推進するとともに、ごみの質的、量的変化に対応した適正処理を進めるため、広域連携も視野に入れながら、ごみ処理システムの確立につとめます。

不法投棄防止対策における連携強化

環境美化運動や環境教育を通じて、環境意識の一層の向上を図るとともに、市民・事業者等との連携を図り、監視体制の強化や広域的な情報連携により、総合的な不法投棄対策を図ります。

また、地域における身近な散乱ごみ対策の強化を図ることにより、不法投棄がされにくい環境づくりを進めます。

ごみ処理・し尿処理、体制の整備充実

ごみ処理施設については、今後、民間のノウハウを活かした長期包括的な委託など、より経済的・効率的なごみ処理体制の維持につとめます。また、し尿・浄化槽汚泥については、減少傾向となっておりますが、老朽化が著しいし尿処理施設については、適正な運用管理の在り方を検討し、今後も生活環境と公衆衛生の維持につとめます。

産業廃棄物対策の推進

産業廃棄物が増加・多様化している中で、不法投棄が後を絶たない状況となっていることから、関係機関との広域連携を図り、事業者へのリサイクル情報の提供、適正処理指導の徹底と不法投棄取り締まりパトロールの強化を図ります。

成果指標

指標の名称	単位	平成 22 年度 (実績)	平成 28 年度 (目標)
市民 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量	g	703	690
事業系ごみ排出量	t/年	4,490	4,000
リサイクル率	%	24.7	35
最終処分量	t/年	2,800	2,250

平成 22 年度(実績)には、「資源物」も含まれます。

平成 28 年度目標値 = 「一般廃棄物処理基本計画」の平成 27 年度中間目標値

協働の指針

市民

ごみの分別を確実に実施
ごみ発生を抑制
市民自ら意識改革し、ごみ問題に対する具体的な取組の推進
不法投棄の監視と情報提供

地域・事業者

ごみの分別を確実に実施
ごみ発生を抑制
不法投棄の監視と情報提供

国・道

資源循環型社会システムづくりの推進

市

4 R 運動の啓発活動を推進
集められたごみの適切な処理・処分
不法投棄の監視と情報共有

基本事業

し尿処理施設整備事業
資源リサイクル推進事業

(4) 景観づくりの推進

施策の目的

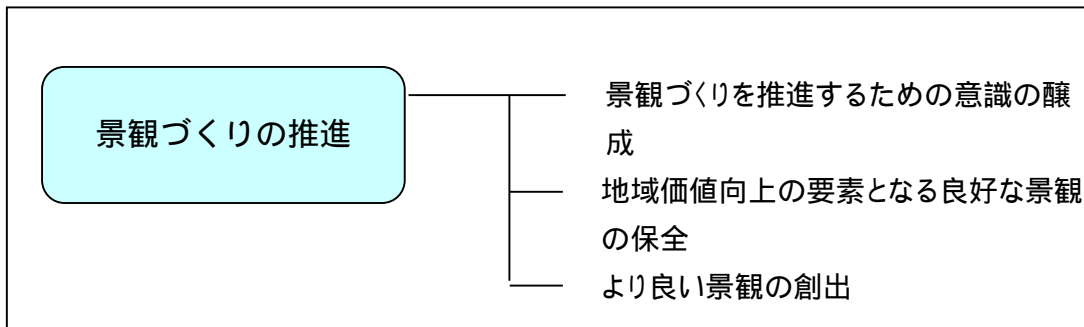
自然とまち並みを活かして特色ある景観を保全・創出し、心地よい住環境のもとで生活できるまちをめざします。

現状と課題

本市には、暑寒別天売焼尻国定公園の雄大な自然や眺望鮮やかな海沿いの風景、さらには、石狩川河畔のミズバショウ群生地や石狩灯台周辺の海浜植物群など、身近な自然景観があります。また、田園風景やポプラ並木・防風林・街路樹などのみどりにつつまれた街並みが形成されています。

これらの景観を将来にわたって守り育て、さらにより良い景観を創出していくためには、市民・事業者・行政が共通認識を持ち、今後においても長期的な取組を進めていく必要があります。

施策の体系



施策の内容

景観づくりを推進するための意識の醸成

景観がもたらすさまざまな効果への理解を深めるための景観学習の機会を設け、市民意識の醸成を図るとともに、具体的な取組につながるよう、景観づくりのための普及・啓発を図ります。

地域価値向上の要素となる良好な景観の保全

自然景観・田園風景・歴史的建造物などの保全に取組ます。さらに、環境美化を推進し、景観を阻害する要因を様々な手法で減らしていくことにより、まち全体の景観を保全していきます。

より良い景観の創出

景観ガイドラインなどの作成をめざすとともに、公共スペースや宅地、事業所などの身の回りの空間に潤いのある景観を広く創出するため、花いっぱい運動や緑化活動を広く普及させるほか、景観学習の機会を設け、景観づくりを普及・啓発し、より良い景観を創出していきます。

成果指標

指標の名称	単位	平成 22 年度 (実績)	平成 28 年度 (目標)
石狩の自然景観に満足している市民の割合	%	38.4	42
石狩のまち並み景観に満足している市民の割合	%	27.7	30

協働の指針

市民・地域・事業者

家・地域の回りの美化への努力
地域の景観保全、景観保護の重要性の理解
景観づくりへの参画

国・道

景観形成活動に対する支援や普及啓発の実施
景観アドバイザーを市町村に派遣し、
地域の特性を活かした良好な景観形成の創造を支援

市

景観に関するガイドライン作成の検討
地域住民や事業者への景観形成活動に対する支援や普及・啓発を実施

基本事業

はり紙などの除却作業の実施
緑化活動などへの支援・実施
良好な景観保全のための普及・啓発活動の推進

【テーマ5】心豊かに学びいきいきと活動するまち

(1) 生涯学習の推進

施策の目的

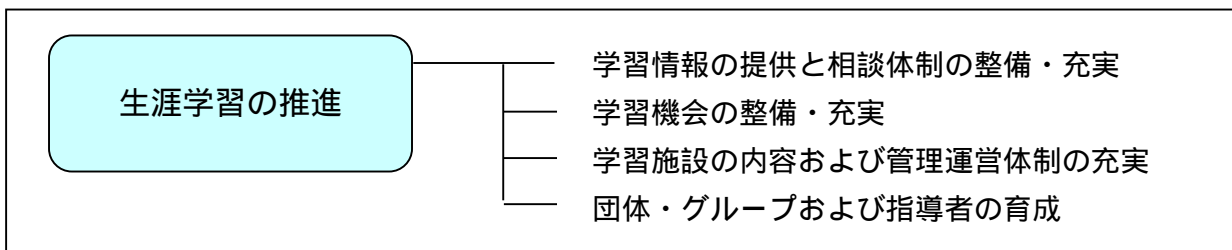
だれもが自由に学習機会を選択しながら、生涯にわたって学び続けられる環境を整え、自己実現を回りながら充実した人生を送ることができるまちをめざします。

現状と課題

社会・経済情勢が急速に変化する中で、市民の学習ニーズはますます多様化、高度化してきており、こうした状況への対応が求められています。

また、市民一人ひとりが自発的に学習活動を行い、その成果が適切に評価され、地域社会の発展に活かされるまちづくりの一環としての学習環境づくりが求められています。

施策の体系



施策の内容

学習情報の提供と相談体制の整備・充実

市民の多種多様な学習ニーズに応えるため、学習情報提供のネットワーク化を引き続き進めます。

また、ホームページを活用した情報提供や相談窓口の開設を検討するとともに、青少年の健全育成のための相談・指導体制の充実を図ります。

学習機会の整備・充実

各世代の学習ニーズの的確な把握、関係機関・団体との連携により、地域の教育力を活用しながら、効果的で充実した学習機会を提供します。

また、市民図書館では、「すべての市民に開かれ、暮らしの中に根づいた図書館」として、引き続き市民の生涯にわたる学習の機会を提供します。

学習施設の内容および管理運営体制の充実

市民の多様な学習ニーズに応えるため、生涯学習施設の充実を図るとともに、施設機能が十分に発揮されるよう条件の整備につとめます。

また、生涯学習の推進を図るための総合的な施設の確保に向けての検討を行います。

さらに、多様な市民ニーズにより柔軟に対応できるよう、市民団体、ボランティアなどと協働した管理運営体制づくりを進めます。

団体・グループおよび指導者の育成

学習団体・グループ相互の活発な情報交換および人的交流を支援するとともに、適切な助言・指導を行い、団体の継続的な自主的学習・交流活動を促進します。

また、社会教育を支援する専門職員の確保・養成につとめ、市民に対する指導・相談体制を充実します。

さらに、市民の自主的学習活動を促進するため、その中心的役割を担う全市的な社会教育関係団体の活動を支援し、指導者の発掘、養成につとめます。

成果指標

指標の名称	単位	平成 22 年度 (実績)	平成 28 年度 (目標)
石狩市の人口に占める市民図書館利用登録者の割合	%	21.0	35
普段から自主的に学習している市民の割合	%	37.2	50
市民カレッジの登録者数	人	209	

協働の指針

市民

学びを通じて自己実現をめざし、その学んだ成果をまちづくりに活用

地域・事業者

学び合う仲間づくりの取組の推進
地域の課題解決のための積極的取組

国・道

社会教育施設の機能充実
国・道、市の関係機関、大学・高等学校等教育機関との連携強化
学習成果の社会への還元を支援
社会教育指導者の養成

市

自主的、主体的な学習活動や学習成果の社会への還元を支援
社会教育施設の機能充実

基本事業

生涯学習機会創出・推進事業

社会教育関係団体支援事業

社会教育施設の整備・管理の充実

相談、支援体制の整備

(2) 学校教育の充実

施策の目的

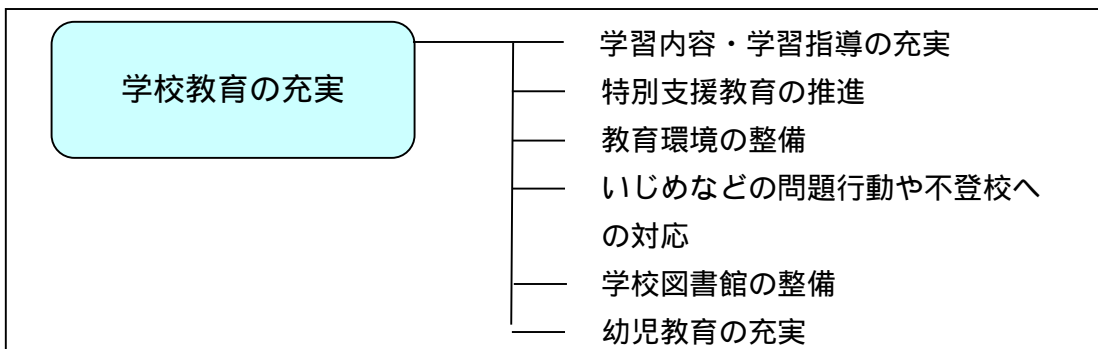
学校教育環境の整備・支援により、地域の特性を活かしながら、確かな学力と豊かな人間性、健康と体力など、生きる力を育むとともに、子ども達一人ひとりが、楽しく学び、生き生きとした学校生活を送ることができるまちをめざします。

現状と課題

社会変化に即した教育内容の充実に加え、いじめなどの問題行動や不登校への対応、特別支援教育の推進など、幼児・児童生徒一人ひとりを大切にする、よりきめの細かい教育活動が求められています。

また、子どもたちが事故や犯罪に巻き込まれることのないよう、登下校などの安全対策のほか、少子化による児童生徒数の減少を踏まえた学校の適正規模の確保および配置、さらには施設・設備の老朽化、耐震化に対応した、安全安心な教育環境の計画的な整備が求められています。

施策の体系



施策の内容

学習内容・学習指導の充実

児童生徒の生きる力の育成をめざし、学習内容や学習方法の充実を図るため、地域の有識者、技術者、学生等を活用した事業や学校教育におけるICT（情報通信技術）の利活用を推進します。

また、社会の変化に対応した学習内容となるよう、福祉教育、環境教育、人権教育、情報化教育などの充実を図るとともに、保健教育の充実をはじめ、栄養教諭や栄養士などと連携し、食育を推進します。

特別支援教育の推進

学習面や生活面で困り感をもつ児童生徒に、きめ細かい教育を行うため、特別支援教育の取組を推進します。

教育環境の整備

児童生徒を事故や犯罪から守るため、関係機関や地域と連携し、学校や通学路などの安全対策に取り組めます。

また、耐震化を見据え、学校施設・設備の計画的な整備充実につとめるとともに、地域間の児童生徒数の偏りに対応した学校の適正規模・適正配置の検討を進めます。

併せて、教職員一人ひとりが資質・能力の向上を図り、今日的課題に積極的に取り組むことができるよう、研修機会や研究活動の充実を図るとともに、校種を超えて一貫した人間形成を目標とする教育活動の実践をめざし、中学校区を核に連携教育が進められるよう、学校等に対し支援します。

いじめなどの問題行動や不登校への対応

いじめや非行などの問題行動や不登校に対し、関係機関と連携を密にし、相談・指導の充実につとめるとともに、地域コミュニティが持つ力も活用し、学校・家庭・地域が連携して取り組む体制づくりを進めます。

学校図書館の整備

児童生徒が読書活動や調べもの学習に活用する学校図書館を整備するとともに、市民図書館や地域と連携し、楽しく本に触れることができる図書館づくりを進めます。

幼児教育の充実

家庭、地域、保育所、幼稚園の相互連携を深め、一貫性ある幼児教育が実践されるようつとめます。

また、幼稚園が親の学習の場として地域における幼児教育センター的役割を担うなど、家庭や社会に一層開かれた活動を推進できるよう支援します。

成果指標

指標の名称	単位	平成 22 年度 (実績)	平成 28 年度 (目標)
小中学校の教育内容に満足している市民の割合	%	20.4	

毎年度実施される各校の PTA 役員へのアンケート項目。

協働の指針

市民

幼児、児童生徒の健全育成
家庭における基本的な生活習慣、しつけの実施

地域・事業者

地域における児童生徒の健全育成の支援

国・道

義務教育の保証
教員の資質向上のための研修などの充実

市

学校経営の支援と関係分野との連携
教員の資質向上のための研修の充実
知・徳・体のバランスの取れた児童生徒の育成
地域と連携した地域課題の解決

基本事業

相談、支援体制の整備 学習指導の充実事業
学校施設の整備充実事業

(3) 青少年の健全育成

施策の目的

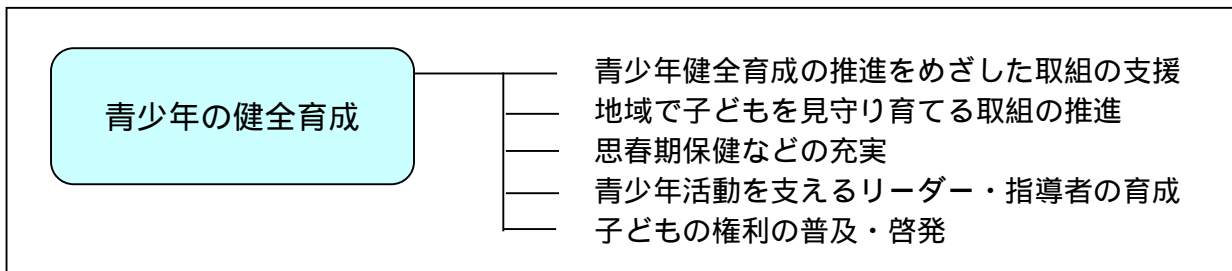
幅広い関係機関・団体・地域・家庭が一体となって、地域社会の環境づくりを進めながら、すべての子どもが安心して暮らせるまち、一人ひとりの個性と人格が尊重され、健やかに成長できるまちをめざします。

現状と課題

少子高齢化、情報化、国際化など急速な社会変化の中で、青少年の社会的自立の遅れや、多様化する非行・犯罪は、深刻な課題となっており、少子化とともに、我が国の将来に憂いをもたらすものといえます。このことから、青少年が健やかに成長する上で、少年非行をはじめ、児童虐待、不登校・ひきこもりなどの問題への対応が重要となっています。

また、フリーターやニートと呼ばれる若者の増加への対応など、若者の社会的自立を支援する必要性も高まっています。さらに、青少年が被害者のみならず、加害者となる凶悪事件も相次いで発生しており、子どもの安全を確保するだけでなく、青少年の心理面も含めた、総合的なフォローアップ体制の強化に向けて地域ぐるみで取り組む必要があります。

施策の体系



施策の内容

青少年健全育成の推進をめざした取組の支援

社会環境が急激に変化する中で、青少年犯罪は複雑化、凶悪・凶暴化とともに、低年齢化が進んでおり、青少年が健全に育成されるよう、スポーツ、文化、自然体験などをはじめとして、地域が主体となった取組を促進するほか、市行政の体制強化につとめます。

地域で子どもを見守り育てる取組の推進

家庭、地域、学校をはじめ、関係機関との連携を強め、地域で子どもを見守り育てる環境づくりを進めます。

思春期保健などの充実

心身の発達に大切な思春期に、生涯の健康に悪影響を及ぼす喫煙や薬物の有害性などについての基礎知識の普及を図り、関係機関・関係所管との連携を図りながら、心と体の健康づくりを支援するとともに、思春期問題を抱える子どもの相談体制を整備します。

青少年活動を支えるリーダー・指導者の育成

青少年活動を支え、助長する地域の指導者を育成するほか、活動を率先して導く、青少年のリーダー育成につとめます。

子どもの権利の普及・啓発

「児童の権利に関する条約」の普及につとめるとともに、その趣旨を踏まえ、子どもたちが自ら持つ可能性を最大限に発揮することができる環境づくりを進めます。

成果指標

指標の名称	単位	平成 22 年度 (実績)	平成 28 年度 (目標)
子どもリーダーの登録者数	人	96	200
「子どもの権利」について聞いたり、考えたりしたことがある市民の割合	%	58.4	70

協働の指針

市民

家庭でのしつけを大切にし、家族の交流を一層促進
 地域での見守り活動への積極的な参加
 地域活動をはじめボランティア活動などへの積極的な参加

地域・事業者

地域での見守り活動への積極的な参加
 青少年健全育成事業への積極的な参加
 健全育成啓発のための会場提供

国・道

青少年の健全育成に対する環境の整備
 各種講座、催しなどを充実し、青少年の参加機会を拡充

市

関係機関と連携を密にし、青少年の健全育成環境の整備
 各種講座、催しなどを充実し、青少年の参加機会を拡充

基本事業

市内育成協や子ども会への活動支援
 子どもリーダーの養成事業
 こどもの権利の普及・啓発事業

(4) 芸術・文化の振興

施策の目的

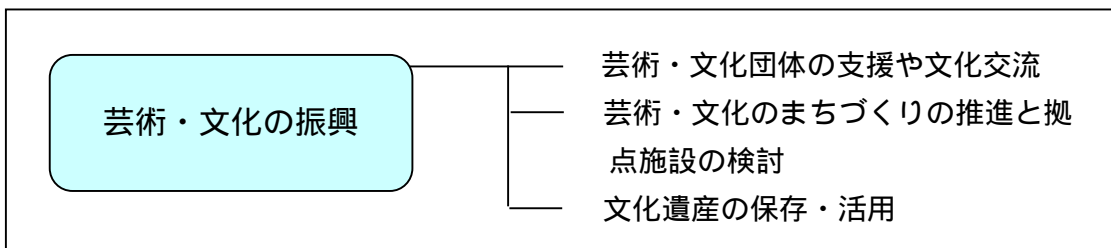
地域に根ざした文化活動・団体などに対する支援や、多様な文化や歴史にふれ、親しむ機会や場の充実により、市民の豊かな心が育つまちをめざします。

現状と課題

芸術・文化は、ゆとりやうるおいなど、精神的な充足を与えるほか、地域の個性や独自性を生み出すなど、地域の活性化と密接に結びついていることから、今後とも、各種芸術・文化団体による自主的な活動の一層の促進や、芸術・文化の鑑賞機会や発表機会の拡充、市民の芸術・文化活動の拠点となる施設などの整備が求められています。

また、本市にある貴重な文化財は、郷土に対する理解と関心を高めるとともに、歴史や伝統文化を内外に発信する上で大きな役割を担っていることから、今後とも、適切な調査や保存、まちづくりへの積極的な活用、ふれあえる機会の拡充が求められています。

施策の体系



施策の内容

芸術・文化団体の支援や文化交流

芸術・文化グループの活動を積極的に支援し、グループの育成・強化など、新しい石狩文化の創造を支援するとともに、市民が主体的に運営する市民文化祭など、創作活動の発表や、優れた芸術・文化に接する機会の拡充につとめます。

また、芸術・文化活動に関する市民ニーズの多様化、高度化、専門性に対応できる指導者の養成を支援し、市民グループや団体の相互交流による広域的な展開を図るなど、風土を活かした文化づくりを進められるよう支援します。

芸術・文化のまちづくりの推進と拠点施設の検討

多様な芸術・文化活動やイベント活動を促進するための全市的な芸術文化活動の拠点施設の確保に向けての検討を行うとともに、歴史文化を象徴する個性あるモニュメントや案内板の整備を行い、歴史性・文化性に配慮した公共施設の整備など、文化の薫る環境づくりにつとめます。

文化遺産の保存・活用

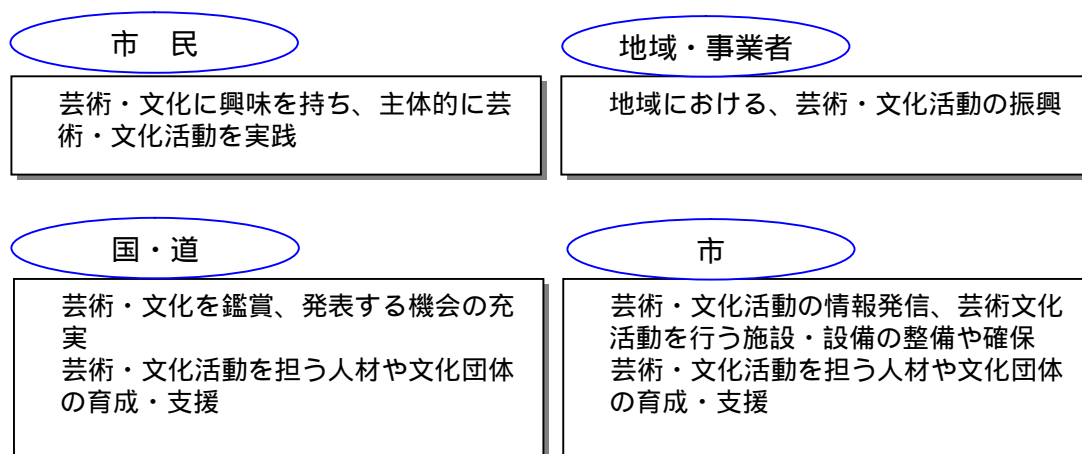
本市に遺された自然や歴史文化遺産の保存・活用を進め、郷土学習の場や文化財に親しむ機会の拡充につとめるとともに、全市に今も残る、越後盆踊り、望来獅子舞、八幡神楽、奴道中など、各種伝統芸能の保護・継承を支援します。

また、歴史・自然・文化研究の拠点として、いしかり砂丘の風資料館をはじめ、各区にある展示施設の整備・充実を図るとともに、指定文化財の保護・保存や市内に所在する資料の整理・調査を進め、重要なものについては、新たな指定による保全や活用を図ります。

成果指標

指標の名称	単位	平成 22 年度 (実績)	平成 28 年度 (目標)
市民文化祭に参加した個人・団体件数	件	171	182
いしかり砂丘の風資料館・はまます郷土資料館・厚田資料室の延べ入館者数	人	5,868	6,000

協働の指針



基本事業

文化振興関連事業	芸術文化関係団体支援事業
資料館整備改修事業	伝統芸能伝承事業

(5) スポーツ・レクリエーションの振興

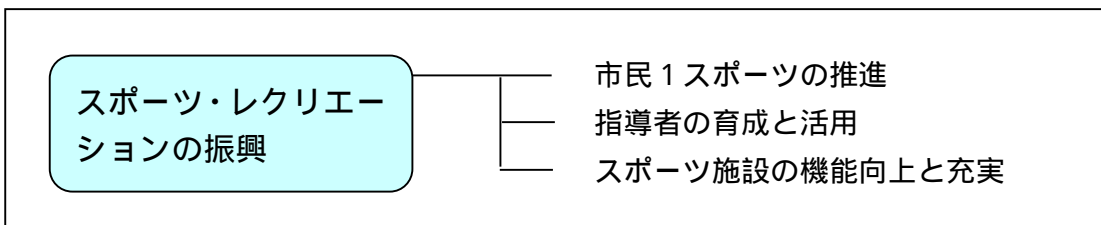
施策の目的

スポーツ・レクリエーション活動の機会の充実を図り、心身ともに健康で豊かに過ごせるまちをめざします。

現状と課題

近年、健康づくりへの関心が高まる中、スポーツ・レクリエーション活動に対する市民ニーズは多様化してきており、すべての市民が生涯にわたって、年齢や体力に応じた活動が行えるソフト・ハード両面での環境づくりが求められています。

施策の体系



施策の内容

市民1スポーツの推進

各年齢層の要望に応じたスポーツ事業の充実、情報提供体制の整備を図り、スポーツ・レクリエーション活動への参加を促進するとともに、誰もが気軽に楽しめる軽スポーツの普及につとめます。

また、長期的な展望に立って生涯スポーツを振興していくため、体育協会、スポーツ少年団、各種クラブなどの育成を図るとともに、新たに総合型地域スポーツクラブの育成をめざします。

指導者の育成と活用

スポーツ・レクリエーションの振興のために、研修会、講習会を充実し、優れた指導者の育成につとめるとともに、指導者の登録制度を確立するなど、その活用を図ります。

スポーツ施設の機能向上と充実

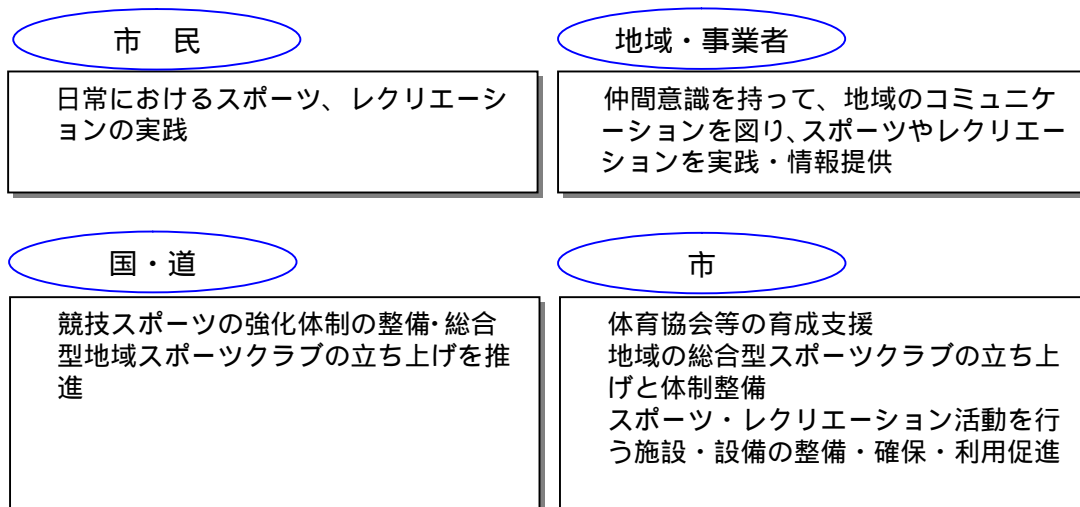
既存施設の計画的な維持管理と利用促進を図りながら、施設間のネットワーク化を進めるとともに、今後、総合体育館の確保に向けて、市民とともにその可能性を検討します。

また、野外活動施設の活用により、レクリエーション活動の振興を図ります。

成果指標

指標の名称	単位	平成 22 年度 (実績)	平成 28 年度 (目標)
スポーツ施設利用者数	千人	365	380
継続的に運動を行っている市民の割合	%	39.8	50
体育協会加盟団体登録者数	人	4,041	4,200

協働の指針



基本事業

<p>スポーツ振興対策事業</p> <p>スポーツ施設維持管理事業</p> <p>軽・ニュースポーツ 推進事業</p>

ニュースポーツ...競技性を重視せず誰でも手軽に参加できることを目的とした新しいスポーツで、本市ではスポンジテニスやカローリングなどが広がっています。

(6) 国内・国際交流の推進

施策の目的

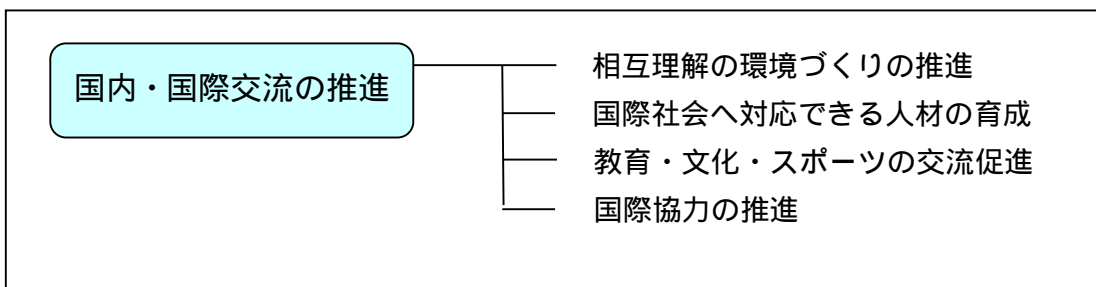
国内・国際交流を通じて多様な価値観を受け入れ、異文化への相互理解や国際協力などに関する市民の意識を高め、市民が主体となった交流活動を促進するとともに、国際化に対応したまちをめざします。

現状と課題

世界的な規模で、あらゆる分野において国際化が急速に進展する中、国際性豊かな人材の育成や、国際化に対応した取組が求められています。

また、国内の他地域との交流も、地域の活性化や人材育成の大きな契機となることから、その交流促進が求められています。

施策の体系



施策の内容

相互理解の環境づくりの推進

関係団体などと連携し、姉妹都市をはじめ、本市を訪れる外国人の各種相談に対応できる体制を整備し、市民と外国人との相互理解を深める取組を進めます。

国際社会へ対応できる人材の育成

地域ぐるみの交流を推進するため、民間の人材の育成や市民への啓発を図るとともに、関係団体などとの連携、協力により、市民リーダー層の発掘を進めます。

教育・文化・スポーツの交流促進

国内外の交流を通じて、教育分野では活動・研究の場の提供による教育水準の向上、文化交流分野では郷土の歴史や文化の再認識による地域の個性の確立、また、スポーツ交流分野では技術水準の向上などをめざします。

国際協力の推進

国レベルでは十分対応できない分野や、きめ細かな対応が必要とされている分野において、関係団体などと連携して国際協力の推進につとめます。

特に、青年海外協力隊に対する期待は今後とも高まることが予想されており、積極的に制度の普及を図り、参加者の奨励につとめます。

成果指標

指標の名称	単位	平成 22 年度 (実績)	平成 28 年度 (目標)
国際交流に関わる活動や、事業に参加した市民の割合	%	5.7	5.7
石狩国際交流協会会員数	会員	293	293

協働の指針

市民

外国人と日常的な交流を促進
外国人との積極的な交流を促進

地域・事業者

積極的な国際交流・国際協力の実施
外国人と日常的な交流を図り、相互に理解し合い、尊重し合える環境を整備

国・道

外国人と日本人が互いに文化や考え方を理解・尊重して、安心して暮らすことのできる地域づくりの推進
国際交流、国際協力への取組を促進
外国人観光客の誘客を促進
国際化に対応した教育の推進と国際感覚豊かな人材の育成

市

市民などが国際交流、都市間交流ができるきっかけの提供
国際化に対応した教育の推進と国際感覚豊かな人材の育成
外国人と日本人が互いに文化や考え方を理解・尊重して、安心して暮らすことのできる地域づくりの推進

基本事業

国際交流事業
地域間交流事業

【原則 1】健全な行財政運営

(1) 財政基盤の強化

施策の目的

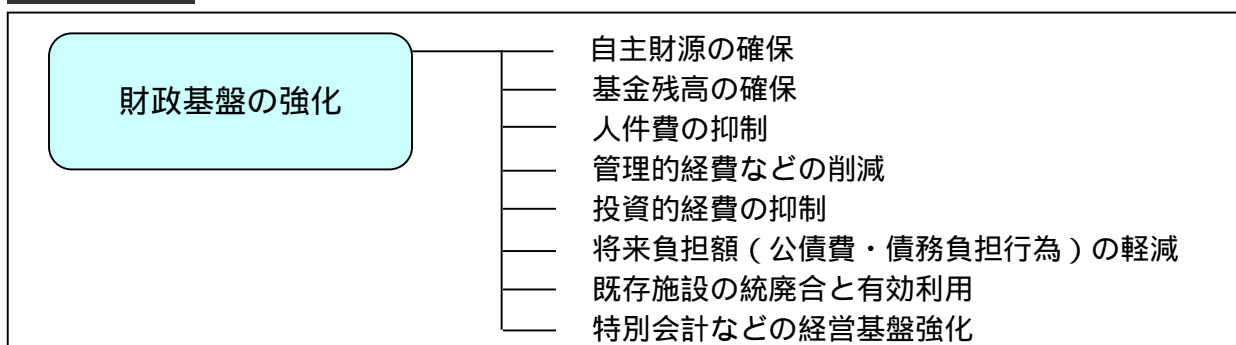
事務事業の再編、整理、統合、廃止などにより、歳入規模に応じた適正な歳出規模を維持し、財政の健全性を持続していく財政基盤が確立されたまちをめざします。

現状と課題

現下の市財政は、一時の危機的状況は脱しましたが、市債の償還費が増嵩する中、税収の落ち込みや、社会保障費の増大、北海道の財政悪化の影響などにより、今後とも厳しい財政運営が見込まれています。

このようなことから、健全な財政運営が将来にわたって確保されるよう、財政構造の質的転換を図り、今後想定される様々な環境変化に機動的かつ柔軟に対応できるような財政基盤を確立することが課題であり、将来を見据えた多角的な取組が必要となっています。

施策の体系



施策の内容

自主財源の確保

口座振替制度の促進や積極的な徴収率の向上に向けた取組を進め、市税収入の確保につとめるとともに、行政サービスの提供と社会経済状況に応じた適切な費用負担を求めるため、一受益者負担の一層の適正化を図ります。

また、売却可能な市有財産は計画的に処分、もしくは有効活用を図るなど、財源の確保につとめるとともに、市の刊行物などを利用した広告収入の更なる増収と広告媒体の一層の拡大につとめます。

基金残高の確保

過去に収支不足を補うために実施した基金からの借入金の計画的な返済を行い、基金の現金残高の早期復元を図るとともに、不測の追加需要に備えた調整財源の充実を図ります。

人件費の抑制

「定員適正化計画」に基づき、職員数の削減や給料・手当の更なる見直しなどに取組、人件費総額の抑制につとめます。

管理的経費などの削減

管理的経費や一般事務経費については、事務事業の必要性、有効性を再検討し、既定経費の思い切った削減や、各種団体への奨励的な助成や事業への交付金については、その必要性、有効性を検証し、その削減を図ります。

また、国・道の基準を超えるサービスや、市が独自に行っているサービスについては、その必要性、費用対効果などを検証し、事務事業の見直しを行います。

加えて、各種公共施設の長寿命化の取組や環境配慮設備への更新により、省資源及び経費削減に取り組めます。

投資的経費の抑制

市財政の現状を常に念頭に置き、事業の緊急度、重要度、有効度などを十分に検証し、事業規模の縮小や着手時期の延伸などの検討を加え、投資的経費の抑制を図ります。

将来負担額（公債費・債務負担行為）の軽減

新たな市債の発行や債務負担行為の設定は必要最小限にとどめるとともに、合併特例債や過疎対策事業債など償還時の地方財政措置が有利な地方債を活用し、将来的な財政負担額の軽減につとめます。

既存施設の統廃合と有効利用

各種公共施設の効率的かつ有効的な運営を図るため、施設の利用状況や老朽度などを勘案し、既存施設の統廃合を進めるとともに、転用による既存ストックの有効利用につとめます。

特別会計などの経営基盤強化

各特別会計（企業会計含む）において、適切な歳入のもと安定した会計運営を行うため、保険料や使用料などの見直しや、抜本的な経営改善につとめ、赤字補填のための一般会計からの繰入れは、原則として極力行わないものとします。

成果指標

指標の名称	単位	平成 22 年度 （実績）	平成 28 年度 （目標）
経常収支比率	%	88.4	90.0 未満
実質公債費比率	%	11.9	9.0 未満
将来負担比率	%	154.4	118.0 未満
市債残高（普通会計）	億円	322	300 未満

協働の指針

市民

行財政運営の厳しさを踏まえ、自助努力によりできることから取組を推進

地域・事業者

団体運営について、補助金などを財源としている運営を見直し、自立運営を推進

国・道

地域のニーズに即した行政運営を行うため、市町村の財政負担を考慮（財源措置）した権限委譲を推進
市町村を超えた広域的な行政課題に対応するとともに、地方分権を積極的に推進

市

自主財源の確保につとめるとともに、限られた財源を有効に活用し、効率的・効果的な行政運営を行うため、予算の重点配分や事務事業の整理・統合の推進
総合計画に基づいた適切な財政運営を推進

基本事業

石狩市中期財政運営の指針（財政規律ガイドライン）（平成 24 年度～平成 28 年度）

(2) 行政経営の改善

施策の目的

積極的に民間委託や地域協働を推進するなど、地方分権時代にふさわしい、少数精鋭の行政経営を推進するまちをめざします。

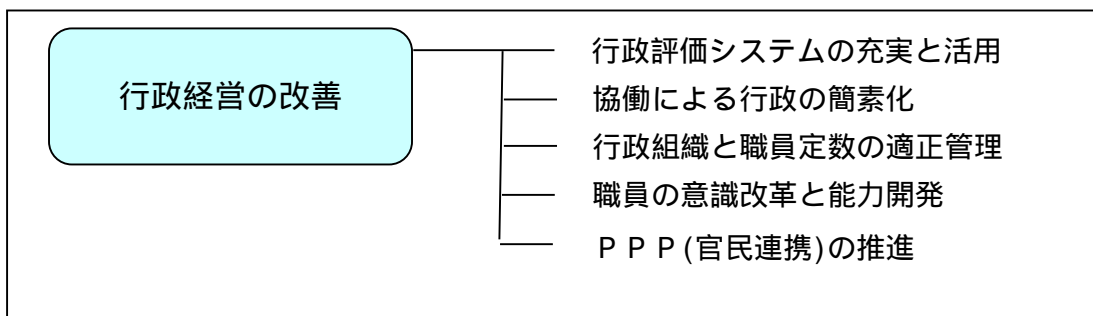
現状と課題

行政への需要は、ますます複雑・多様化しており、その需要に的確に対応するための事務事業の整理・合理化、行政のスリム化とともに、市民の自発的・積極的な行政分野への参画も必要となってきました。

合併により、職員数が一時的に増加しましたが、今後、職員数の抑制と計画的な定員管理を行うための職員の適正配置を進める必要があります。

自治体間競争時代を迎えている現在、職員の意識改革を図り、資質の向上、能力の開発を進め、積極的な意欲と行動力を持つ人材の育成につとめる必要があります。

施策の体系



施策の内容

行政評価システムの充実と活用

市民を含めた第三者評価も活用しながら、行政活動の点検と見直しを行う行政評価を推進します。

協働による行政の簡素化

市民、民間事業者、NPOなどとの協働により、事務事業の外部委託、公の施設の管理などを進め、業務プロセスの改革を図って行政の簡素化につとめます。

行政組織と職員定数の適正管理

組織は、その時々時代の要請に柔軟に対応したものでなければなりません。常に市民の目線に立ち、「今、何が求められているのか」ということを原点に検討し、効率的・機能的な組織の構築を目指します。

また、P P P・協働の推進や業務改善等による業務の効率化や組織の改変を進めながら、その業務量に見合う人員配置を行うため、定員適正化計画に基づき適正な定員管理につとめます。

職員の意識改革と能力開発

少数精鋭の行政経営を推進するためには、職員一人ひとりの意識改革と能力開発を、効果的・組織的に実施する必要があることから、自ら問題を発見し、積極的に改善を進める自律型人材の育成や、コーチング等指導能力の向上を図る等、人材育成の一層の充実につとめます。

PPP(官民連携)の推進

官民連携が可能な事務事業を精査し、外部委託や指定管理者制度の活用や、民間の資金と知見・技術力を活用するPFI導入の可能性の検討を進めるなど、行政サービスの質を低下させることなく、業務の効率化を図るため、積極的にPPP(官民連携)を進めます。

成果指標

指標の名称	単位	平成 22 年度 (実績)	平成 28 年度 (目標)
職員数	人	514	453
指定管理者施設における利用者満足度(加重平均)	%	68	

定員適正化計画

協働の指針

市民

市民一人ひとりが地域に関心を持ち、自分の住む地域の活動に積極的に参加

地域・事業者

地域の課題を明らかにし、自ら考え行動することによる地域課題の解決

国・道

市町村を超える地域連携に対応するとともに、広域的な視点から「地域全体」の発展を図るための施策を推進

市

事務事業や財政状況など、多くの情報を市民に提供し、市民との情報共有化を推進

基本事業

第3次石狩市行政改革大綱(石狩市行政改革2016)(平成24年度~平成28年度)

(3) 広域行政の適切な活用

施策の目的

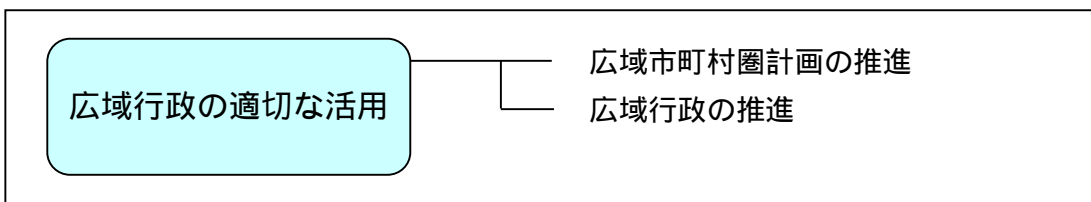
近隣市町村との広域連携強化や政策連携により、行政区域の枠に収まらないような課題についても積極的に取り組むまちをめざします。

現状と課題

交通、通信網の整備を背景に、市民の日常生活圏が拡大し、行政ニーズも多様化、広域化しており、より一層広域的な視点に立った施策の展開が求められています。

社会・経済情勢の急速な変化に伴い、新たな広域連携を必要とする諸課題も増加することが予想されることから、広域行政の一層の推進や多様な地域連携を図る必要があります。

施策の体系



施策の内容

広域市町村圏計画の推進

「札幌広域市町村圏計画」に基づき、構成自治体との連携を図りながら、引き続き計画的な施策の展開を図ります。

広域行政の推進

消防、水道、港湾など、既存の一部事務組合の効率的な運営を促進するとともに、広域で取り組む必要がある課題については、それぞれ関係する自治体と連携して機動的に対応するほか、新たな広域連携の可能性を検討します。

成果指標

指標の名称	単位	平成 22 年度 (実績)	平成 28 年度 (目標)
広域連携事業数	件	9	

法の設置義務のあるものを除く事業数

協働の指針

国・道

市町村の広域行政を支援

市

一層の広域行政の展開

基本事業

広域連携事務の推進
一部事務組合の運営

【原則 2】一人ひとりが主人公

(1) まちづくりへの市民参画・協働

施策の目的

市民・事業者・行政が、お互いの信頼関係を築きあい、市民活動の活性化を図るとともに、市民がまちづくりに主体的に参画するまちをめざします。

現状と課題

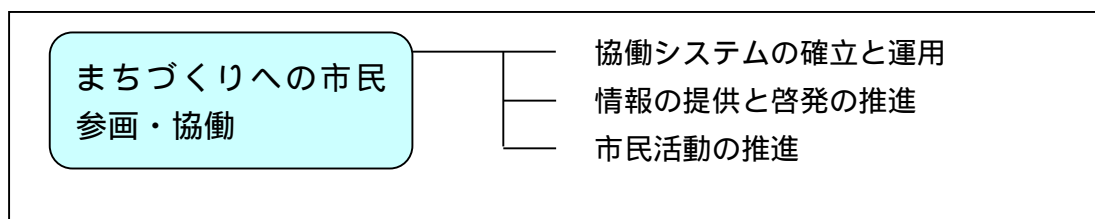
本市は、平成14年に「市民の声を活かす条例」を制定し、さまざまな行政施策の企画立案の過程で市民参加の機会を確保し、市民意見の反映につとめてきました。

しかし、地域課題が多様化し、社会情勢が変化を続ける中で、一人ひとりの市民の満足度を高めていくためには、行政だけではなく、市民や事業者も含めた地域の総力でまちづくりを進めなければなりません。このため、現行の市民参加制度に加えて、地域を構成する市民や事業者がそれぞれの役割や責任を自覚し、その能力や特性を活かしながら、主体的にまちづくりに参画することが求められていることから、平成20年には、市民と行政の協働をまちづくりの基本原則に据えた自治基本条例を制定しました。

今後、多くの市民が、まちづくりに参画する意識を持てるように、行政は情報提供や学習機会の提供につとめるとともに、それぞれの役割や責任、協働のためのルールを明確にしたうえで、将来目標を共有しながらまちづくりを進めていくことが必要となっています。

また、町内会をはじめ、市民レベルのまちづくり活動に先導的に取り組んでいるNPOや各種市民活動団体などを支援・育成していくことも重要となっています。

施策の体系



施策の内容

協働システムの確立と運用

自治基本条例の理念に沿った協働のまちづくりが推進されるよう、行政活動への市民参加の活性化を図るとともに、協働システムが健全に働くための具体的な仕組みの構築を図ります。

情報の提供と啓発の推進

市民活動が活発に行われるよう、情報の収集・提供と啓発につとめます。

市民活動の推進

まちづくりに対する市民意識の向上を目的とした学習機会の提供につとめるとともに、まちづくりを担う人材や団体の育成を図ります。

また、ボランティア団体やNPOなど、公益活動を行う市民団体の支援につとめるとともに、行政サービスの一部を市民に委ねることなどにより、市民活動の活性化を図ります。

成果指標

指標の名称	単位	平成 22 年度 (実績)	平成 28 年度 (目標)
まちを良くするための各種活動に参加した市民の割合	%	36.4	40
協働事業 の実施数	件	93	120

市民団体等と行う、まちづくりに関する共通の目標を達成するため、それぞれの役割を果たしながら、相互に補完し、協力する事業

協働の指針

市民

地域社会を支える主体としての自覚を形成
能力や経験に応じて積極的にまちづくりに参加

地域・事業者

町内会・自治会は、自らの地域課題の解決に向け主体的な取組を推進
事業者は、地域の構成員として、地域の課題に関心をもち、町内会やNPOなどと連携して、まちづくりの活動に協力
NPO、ボランティア団体は、組織理念に基づいた活動を自主的に展開

国・道

事業の計画立案や事業実施にあたっての積極的な市民参加の実施
国・道が保有する知識や情報の積極的な提供

市

地域の課題を把握し、協働を推進するための仕組みの整備
まちづくりのための市民活動やNPO・ボランティア団体などの活動を支援
市の保有する知識や情報を提供

基本事業

協働システムの推進
市民参加制度の改善
市民活動に対する支援事業

(2) 情報公開と情報共有の推進

施策の目的

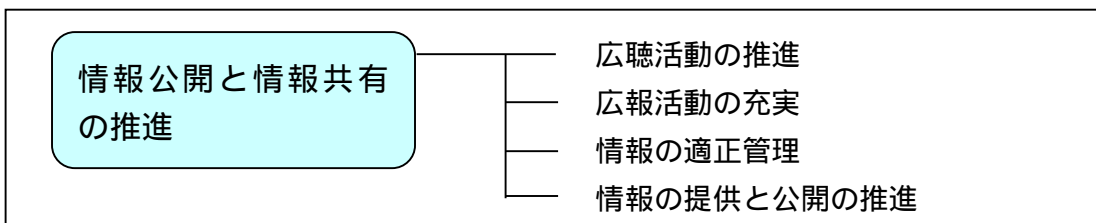
市民の意見やまちづくりに対する提案が、行政により一層反映されるよう、広報・広聴活動を充実させるとともに、市が保有している情報を市民と共有することにより、市民の主体的なまちづくりが実現できるまちをめざします。

現状と課題

市民と協働するまちづくりを進めていくためには、市から市民へのきめ細かな情報発信と市民からの声を幅広く聴く広報広聴活動がより重要になることから、広報紙の提供などによる広報活動や、市長・市職員と市民が直接対話する機会など、広聴活動のより一層の充実が必要となっています。

また、市の保有している情報については、個人情報保護などに十分留意しながら、市民との共有化を積極的に図ることが必要となっています。

施策の体系



施策の内容

広聴活動の推進

市民の声を市政に積極的に反映するため、様々な機会を通して市民ニーズを的確に把握するようつとめます。

広報活動の充実

市政情報の正確な伝達のため、市民ニーズに合った広報紙の発行をはじめ、ホームページなど様々な手段を使ったPR活動を積極的に推進するとともに、財政状況や政策形成過程など、市民が知りたいと感じる情報については、より解りやすく、的確かつ迅速に伝え、市民と市役所の情報共有化を促進します。

情報の適正管理

市政情報は漏洩や滅失などのないよう適正に管理するとともに、行政・歴史資料として重要な公文書等については、地域の共有の財産として活用が図られるよう、適切に整理・保存します。

情報の提供と公開の推進

個人情報などの保護に十分留意することを大前提にしたうえで、情報公開の推進、情報提供の徹底、資料提供・閲覧の推進などを積極的に進めます。

成果指標

指標の名称	単位	平成 22 年度 (実績)	平成 28 年度 (目標)
行政情報が十分に提供されていると思う市民の割合	%	35.0	36
市政の透明度が高いと感じる市民の割合	%	23.3	24

協働の指針

市民

広報紙などを通じた市政情報の定期的確認
まちづくりへの提言
自治懇話会などへの積極的な参加

地域・事業者

市の広報紙を正確に速やかに漏れなく地域住民に配布

国・道

国・道の行政情報を広報紙、ホームページなどで積極的に提供
政策形成過程に参画できる仕組みの創出

市

行政情報の情報共有化のために、正確でわかりやすい広報紙の発行と市民への提供
市民の声受付、自治懇話会などを通じた市民の声の反映

基本事業

広報紙発行事業
ホームページの作成・公開
広報・広聴体制の強化

(3) 男女共同参画の推進と人権の尊重

施策の目的

男女がともに、社会のあらゆる分野の活動に参画し、その個性や能力を十分に発揮できる社会と、すべての市民の人権が尊重され、互いに共存できる豊かな社会の実現をめざします。

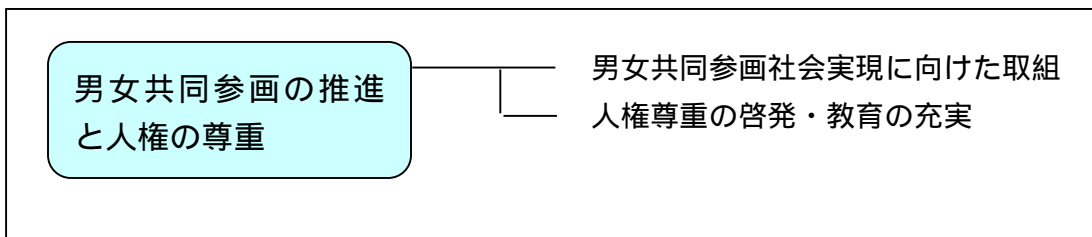
現状と課題

ライフスタイルや価値観が多様化する中で、社会のあらゆる分野への女性の進出が進み、大きな役割を果たすようになってきているものの、社会には依然として性別による固定的な役割分担意識など、解決すべき課題が多く残されています。

このことから、性別にとらわれず、一人ひとりの個性と能力が十分に発揮でき、ともに社会を支えていくことのできる、真の男女共同参画社会の実現に向けた取組が必要です。

また、子どもや高齢者の虐待、いじめなど、人権に関わる問題も発生していることから、人権意識の普及・高揚のため、人権尊重の視点に立った啓発、教育や相談活動を推進していくことが必要とされています。

施策の体系



施策の内容

男女共同参画社会実現に向けた取組

家庭や地域、学校などにおける男女共同参画社会の実現をめざす意識づくりと、あらゆる分野での男女平等・男女共同参画意識が醸成されるよう、情報提供や啓発、支援につとめます。

また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進や、育児や介護など男女が協力し合いながら暮らせる社会環境の整備につとめるとともに、市政や団体等における方針決定の場への女性の積極的な登用促進や、生涯にわたり男女がそれぞれの性差を尊重し、健康に暮らせるための支援につとめます。

人権尊重の啓発・教育の充実

広報紙や啓発パンフレット・ポスターなどによる啓発活動や情報提供の充実を図るとともに、人権問題への正しい理解と認識を深めるため、家庭、地域、学校などにおける人権尊重の教育を進めます。

成果指標

指標の名称	単位	平成 22 年度 (実績)	平成 28 年度 (目標)
「男女共同参画社会」という用語の周知度	%	49.8	100
市の審議会などへの女性の登用率	%	25.7	40
人権侵害の認知件数	件	81	81

協働の指針

市民

他者の人権を尊重し、自らの尊厳を尊重
社会の制度・慣行や役割分担などについて、男女共同参画や人権尊重の視点からの思考

地域・事業者

性別に関係なく、能力と意欲に応じた適切な処遇の実施
女性が能力を発揮できる職場環境の形成
雇用における男女の均等な機会と待遇の確保
仕事と家庭の両立支援のための環境整備
合理的な理由のない解雇や待遇の差別回避

国・道

国の男女共同参画基本計画、北海道の男女平等参画基本計画などにより、啓発活動、女性の能力開発、女性に対するあらゆる暴力を根絶する取組など、さまざまな場での男女共同参画の環境づくりの推進
人権擁護委員の活動をはじめとした人権啓発・教育の推進につとめ、差別のない社会づくりの推進

市

市民や企業などの男女共同参画に関する意識や取組の動向の継続的な把握
男女共同参画に基づく地域社会を形成するための計画策定と、これに基づく施策を総合的に推進
市民に対する人権啓発・教育の推進と相談体制の充実

基本事業

各種相談事業
意識啓発・学習機会の提供
配偶者からの暴力被害防止等に関する取組

【原則 3】地域の輝きを大切に

(1) 個性ある地域の発展

施策の目的

市内における多様な市民交流を促進して一体感の醸成を図るとともに、地域への愛着心が高まるよう、地域資源の発掘・発信を進め、地域の輝きを大切にすまをめざします。

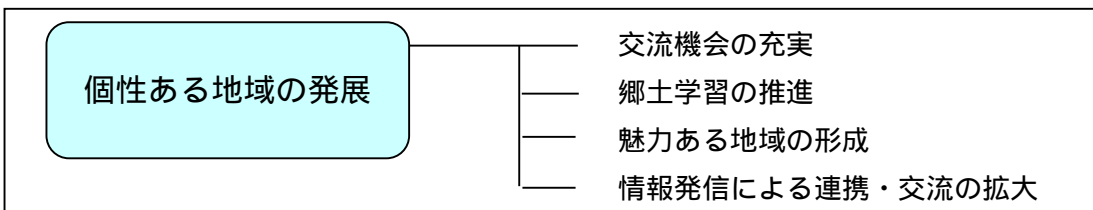
現状と課題

市村合併により新しく誕生した本市のまちづくりを推進していくためには、これまでにない、新たな歴史・文化・自然資源などの魅力を、まず市民一人ひとりが理解しあうとともに、市民をはじめとした多様な団体の連携と交流の促進が重要となっています。

そのため、学校教育、生涯学習などの様々な場面で郷土学習の推進を図るとともに、市民が一体感を持ち、まちづくりに参加できるよう、市民交流をより一層深めていく必要があります。

本市の財産である地域特性・資源をあらためてとらえ直し、情報発信をはじめとした多様な手法により、積極的に交流の取組を進める必要があります。

施策の体系



施策の内容

交流機会の充実

町内会やコミュニティなどの地域活動を支援するとともに、地域間交流や新旧市民の交流、世代間交流の機会の充実を図ります。

また、生涯学習やボランティア活動、スポーツ活動など、多様な市民活動を支援するとともに、団体間の交流や情報提供、活動の担い手となる市民の掘り起こしなどを進め、多分野にわたる人材ネットワークの構築を推進します。

郷土学習の推進

地域の魅力を再認識するため、総合的な郷土学習の機会を提供していきます。

さらに、観光客との交流や国内外の都市間交流を通じて、相互理解を高めるための機会を充実します。

魅力ある地域の形成

厚田区及び浜益区においては、総合計画に即した、より魅力ある地域の形成に向け、地域協議会を核として地域住民が自ら計画し、自ら行動する地域自治の仕組みの確立を図るとともに、本市にふさわしい地域自治を全市域に展開する検討を進めます。

情報発信による連携・交流の拡大

本市の地域特性や地域資源の魅力について、きめ細かい情報発信を全国に向けて積極的に行うとともに、交流の窓口機能を充実し、全国全道各地からの交流人口の増加を図ります。

また、特産品の配送やインターネットを通じた情報提供など、様々な手法による広範な連携・交流の促進を図り、農林水産業や商工業、観光関連産業などの活性化を図ります。

さらに、歴史資源を活かしたまちづくりを進め、地域間の連携と交流の促進を図ります。

成果指標

指標の名称	単位	平成 22 年度 (実績)	平成 28 年度 (目標)
居住地に愛着を持つ市民の割合	%	69.0	69
まちの一体感を感じる市民の割合	%	15.1	16

協働の指針

市民

生涯学習活動、ボランティア活動などによる自己実現

地域・事業者

地域活動に参画するとともに、個性的な地域づくりに協力

国・道

市民の一体感醸成のための事業を支援

市

地域の個性を大切にするとともに、一体感の醸成を促進
各種施策を複合的・有機的に進め、個性あふれるまちづくりを推進

基本事業

地域の情報の提供
地域自治区運営事業

(2) コミュニティ活動の維持・強化

施策の目的

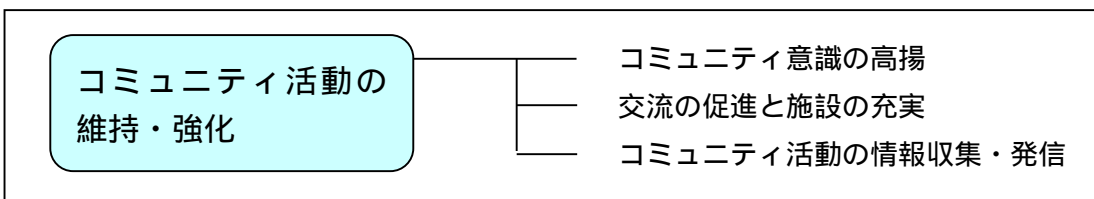
多様なコミュニティ活動の活性化を促進することで、市民自らが主体的に地域課題の解決に取り組むことができるまちをめざします。

現状と課題

従来から地域住民の連帯感を高めるため、各地域において様々な地域活動が行われてきたところですが、生活活動の広域化などに伴い、市民と地域社会との関係が希薄化している状況が生まれてきています。

まちづくりの基本は、コミュニティ単位で行う地道な活動にあることから、市民自らが進める地域づくり、まちづくりのためにコミュニティ意識の醸成と活動への参加促進、活動拠点の充実を図り、活動をより活性化させていくことが重要となっています。

施策の体系



施策の内容

コミュニティ意識の高揚

身近な福祉や地域課題の解決を図るため、広報紙などによる情報提供や生涯学習活動などを通じて、市民一人ひとりが地域に誇りと連帯感を持てるよう、コミュニティ意識の高揚につとめます。

交流の促進と施設の充実

伝統的行事やスポーツ、地域福祉活動などを通じて、市民相互の連帯感を醸成するとともに、コミュニティ活動団体の交流促進や交流の場としての機能を持つコミュニティセンターなどの機能充実を図ります。

コミュニティ活動の情報収集・発信

コミュニティ活動の活性化を図るため、活動の拠点となる地域公民館や集会施設の効率的・効果的な利用促進やコミュニティ活動に関する情報の収集・発信を推進します。

成果指標

指標の名称	単位	平成 22 年度 (実績)	平成 28 年度 (目標)
コミュニティ施設の年間利用者数	千人	199	220
住んでいる地域のご近所付き合いが活発と感じている市民の割合	%	41.8	41.8
町内会加入率	%	75.2	75.2

協働の指針

市民

地域活動への積極的な参加
コミュニティセンターの積極的な利用

地域・事業者

地域活動への積極的な参加
コミュニティ組織との連携
コミュニティセンターの積極的な利用

国・道

地域活動の支援
地域活動の拠点施設整備の支援

市

情報の提供
地域活動の支援
地域活動の拠点施設整備の支援
コミュニティリーダーの育成
コミュニティセンターなど既存施設の適正管理と機能の充実

基本事業

公共施設の管理運営対策事業
町内会組織の支援対策事業
コミュニティセンター改修事業

(3) 適切・計画的な土地利用

施策の目的

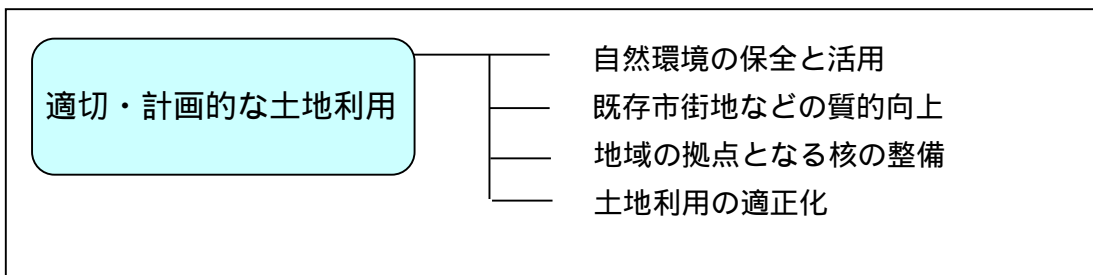
地域の特性を守り、活かしながら、住みやすい魅力あふれるまちをめざします。

現状と課題

近年の生活水準の向上や価値観の多様化に加え、より快適な生活環境の確保や都市的利便性の向上など、社会経済情勢や土地利用に対する市民ニーズが大きく変化してきている状況を踏まえ、環境保全を基本にしつつ、都市型土地利用と自然型土地利用などとの総合的な調整につとめながら、均衡ある発展・活性化を図ることが求められています。

近年、都市計画区域外において、別荘地やミニ開発などが増加傾向にあることから、これらへの適切な対応が急がれています。

施策の体系



施策の内容

自然環境の保全と活用

市域内にある雄大な自然環境については保全するとともに、農業の生産活動とゆとりある人間環境の場としての役割に十分配慮しながら、それぞれの地域資源を活かした土地利用に取組、地域の魅力向上をめざします。

既存市街地などの質的向上

市域南部の既存市街地や工業団地においては、今日的な土地利用のニーズを踏まえ、都市計画制度をきめ細かに運用することにより、未利用地の利用促進と既存の都市機能の有効活用を図りながら、良好な住環境と産業とが共存する「持続可能なまち」をめざします。

地域の拠点となる核の整備

市役所周辺においては、都市機能の充実を図りながら市の中心核の形成をめざすとともに、各区においては、地域特性や歴史性を活かすための公共的な施設や産業系の施設などが効果的に集積された地域拠点づくりを推進します。

土地利用の適正化

本市の豊かな自然を守り、活かしつつ、自然環境や生活環境、歴史的・文化環境を保全しながら、景観にも配慮した土地利用を図ります。

成果指標

指標の名称	単位	平成 22 年度 (実績)	平成 28 年度 (目標)
住環境が良好に保たれていると感じる市民の割合	%	57.2 (H23 調査結果)	
耕作放棄地の面積	ha	133	

協働の指針

市民

地域の特性を活かしたまちづくりに協力

地域・事業者

地域住民との対話やモラルの維持を図り、地域の活性化に寄与

国・道

広域の見地から、適正な土地利用を指導

市

各ゾーンにおいて適切な土地利用の誘導を促進
地域資源を活かした土地利用を推進するため、地権者や開発者への指導と周知の徹底

基本事業

自然環境の保全
都市計画の適正な見直し
公共的施設・商業施設などの誘致活動の推進
開発行為指導ルールの策定

平成24年3月

石狩市役所企画経済部企画課

電話 72 - 3161 FAX 72 3540

E-mail : kikaku@city.ishikari.hokkaido.jp